

改 正 後

別表第 7 (第 4 条関係)

知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
ブ ラ ン ド 戦 略 課	1 省略				
	2 米穀 等の取 引等に 係る情 報の記 録及び 産地情 報の伝 達に関 する法 律の施 行に関 する事 務	1 必要な措置の勧告(第9 条第1項、第11条第11項、 米穀等の取引等に係る情報 の記録及び産地情報の伝達 に関する法律施行令(以下 この部において「政令」と いう。)第7条第1項第1 号)			—
		2 勧告に係る措置命令(第 9条第2項、第11条第11 項、政令第7条第1項第2 号)	—		
		3 報告の徴収及び立入検査 (第10条第1項、第11条第 11項、政令 第7条第1 項第3号、第4号)			
		4 消費者庁長官及び農林水 産大臣への報告(政令第7 条第3項、第4項)			
5 省略					
3・4 省略					

備考 省略

改 正 前

別表第 7 (第 4 条関係)

知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
ブ ラ ン ド 戦 略 課	1 省略				
	2 米穀 等の取 引等に 係る情 報の記 録及び 産地情 報の伝 達に関 する法 律の施 行に関 する事 務	1 報告の徴収及び立入検査 (第10条第1項、第11条第 11項、米穀等の取引等に係 る情報の記録及び産地情報 の伝達に関する法律施行令 (以下この部において「政 令」という。)第7条第1 項第3号、第4号)			
		2 _____農林水 産大臣への報告(政令第7 条第4項 _____)			
		3 省略			
		3・4 省略			

備考 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年7月1日から施行する。

○愛媛県訓令第4号

各 地 方 機 関

愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年 4 月 1 日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県地方局事務決裁規程(昭和55年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

改 正 前

(用語の意義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 省略
- (2) 専決 部長、支局長、課長（税務室長及び出納室長を含む。以下同じ。）又は総務県民室長、東予地方局消防防災安全室長、福祉室長、商工観光室長、地域農業室長、産地育成室長若しくは企画検査室長（以下「室長」という。）が、常時、局長（土木事務所及びダム管理事務所の課長にあつては、各所長）に代わつて特に定められた範囲の事務の処理について意思の決定を行うことをいう。

(3) 省略

(代決者)

第5条 代決者は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	決裁者	代決者	
		第1次代決者	第2次代決者
局長の権限に属する事務	省略		
	課長	課長補佐、室長補佐、技術課長補佐、主幹（担任意務に限る。）又は課長が指定した職員	
	省略		
省略			

2 省略

別表第1（第4条関係）

局長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

省略

備考 1～3 省略

4 消防防災安全室（東予地方局に限る。）、福祉室、商工観光室、支局商工観光室、地域農業室、産地育成室、企画検査室、支局地域農業室又は支局産地育成室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「室長」とする。

(1)～(6) 省略

5 この表8の部の適用については、商工観光室（中予地方局を除く。）又は支局商工観光室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは「室長」とし、支局地域農業室及び支局産地育成室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは「支局地域農業室長」とする。

(1)～(5) 省略

6 省略

(用語の意義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 省略
- (2) 専決 部長、支局長、課長（税務室長及び出納室長を含む。以下同じ。）又は _____ 地域農業室長、産地育成室長若しくは企画検査室長（以下「室長」という。）が、常時、局長（土木事務所及びダム管理事務所の課長にあつては、各所長）に代わつて特に定められた範囲の事務の処理について意思の決定を行うことをいう。

(3) 省略

(代決者)

第5条 代決者は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	決裁者	代決者	
		第1次代決者	第2次代決者
局長の権限に属する事務	省略		
	課長	課長補佐、室長補佐、技術課長補佐 _____ _____ 又は課長が指定した職員	
	省略		
省略			

2 省略

別表第1（第4条関係）

局長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

省略

備考 1～3 省略

4 _____ 福祉室、商工観光室、支局商工観光室、地域農業室、産地育成室、企画検査室、支局地域農業室又は支局産地育成室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「室長」とする。

(1)～(6) 省略

5 この表8の部の適用については、 _____ 支局商工観光室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは「室長」とし、支局地域農業室及び支局産地育成室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは「支局地域農業室長」とする。

(1)～(5) 省略

6 省略

別表第2（第4条関係）

局長の権限に属する総務企画部関係事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			局 長	専決者	
				部 長	課 長
総 務 県 民 課	1～44 省略				

備考 1 東予地方局においては、この表34の部から44の部までに掲げる事務については、同表組織名の欄中「総務県民課」とあるのは「消防防災安全室」とし、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは「室長」として、同表の規定を適用する。

2 省略

3 省略

別表第3（第4条関係）

局長の権限に属する健康福祉環境部関係事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			局 長	専決者	
				部 長	課 長
地 域 福 祉 課	1 省略				
	2 生活 保護法 の施行 に關す る事務	1～14 省略			
		15 保護費の費用返還及び徴収に係る履行延期の特約等に関すること（愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則第42条）。	—		
		16 省略			
		17 省略			
		18 省略			
		19 省略			
		20 省略			
		21 省略			
		22 省略			
		23 省略			
		24 省略			
3～27 省略					

備考 福祉室においては、この表組織名の欄中「地域福祉課」とあるのは「福祉室」とし、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは「室長」として、同表2の部1の項から5の項まで、11の項、14の項及び16の項から20の項までの規定を適用する。

別表第2（第4条関係）

局長の権限に属する総務企画部関係事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			局 長	専決者	
				部 長	課 長
総 務 県 民 課	1～44 省略				

備考

1 省略

2 省略

別表第3（第4条関係）

局長の権限に属する健康福祉環境部関係事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			局 長	専決者	
				部 長	課 長
地 域 福 祉 課	1 省略				
	2 生活 保護法 の施行 に關す る事務	1～14 省略			
		15 省略			
		16 省略			
		17 省略			
		18 省略			
		19 省略			
		20 省略			
		21 省略			
		22 省略			
		23 省略			
		3～27 省略			

備考 福祉室においては、この表組織名の欄中「地域福祉課」とあるのは、「福祉室」とし、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「室長」として、同表2の部の1の項から5の項まで及び11の項から19の項までの規定を適用する。

別表第4（第4条関係）

局長の権限に属する産業経済部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
産業振興課	1～4 省略				
	5 農業金融に関する事務	1 省略			
		2 農業改良資金に関すること。			
		(1) 省略			
		(2) 一時償還請求の決定（農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成22年法律第23号。以下この項において「改正法」という。）附則第2条第1項____）			
	(3) 省略				
	3～6 省略				
6・7 省略					
8 食品の表示に関する事務	1・2 省略				
	3 <u>米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する調査</u>				—
9～20 省略					

備考 省略

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	室長
企画検査室	1～3 省略				

備考 東予地方局今治支局又は南予地方局八幡浜支局においては、この表1の部2の項、2の部及び3の部に掲げる事務については、同表組織名の欄中「企画検査室」とあるのはそれぞれ「農村整備課」又は「農村整備第一課」とし、同表決裁区分の欄中「室長」とあるのは「課長」として、同表の規定を適用する。

別表第4（第4条関係）

局長の権限に属する産業経済部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
産業振興課	1～4 省略				
	5 農業金融に関する事務	1 省略			
		2 農業改良資金に関すること。			
		(1) 省略			
		(2) 一時償還請求の決定（農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成22年法律第23号。以下この項において「改正法」という。）附則第2条第1項、第2項）			
	(3) 省略				
	3～6 省略				
6・7 省略					
8 食品の表示に関する事務	1・2 省略				
9～20 省略					

備考 省略

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	室長
企画検査室	1～3 省略				

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			局 長	専決者	
				部 長	課 長
森 林 林 業 課	1～3 省略				
	4 治 山・林 道事業 に関する事務	1～8 省略			
		9 県営の治山工事の実施に必要な補償に関すること。			
		(1) 1件500万円以上の支出を伴うもの	—		
		(2) 1件100万円以上500万円未満の支出を伴うもの		—	
(3) 1件100万円未満の支出を伴うもの			—		
5～19 省略					

備考 省略

別表第5（第4条関係）

局長の権限に属する建設部関係事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			局 長	専決者	
				部 長	課 長
管 理 課	1～29 省略				
	30 愛媛 県立都 市公園 条例の 施行に 関する 事務	1～4 省略			
		5 休憩所等の料金等の承認（愛媛県立都市公園条例施行規則第9条）			
	31～35 省略				
	36 愛媛 県県営 住宅管 理条例 の施行 に関する事務	1 公募を行わない入居（第4条、第23条の16）		—	
		2 入居の許可（第6条、第23条の16）		—	
		3 入居者の選考（第7条第2項から第4項まで）		—	
		4 入居の手続（第8条、第23条の16）		—	
		5 収入の申告に対する措置（第9条の2第2項、第3項）		—	
		6 家賃又は敷金の猶予又は減免（第10条、第13条第2項、第21		—	

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			局 長	専決者	
				部 長	課 長
森 林 林 業 課	1～3 省略				
	4 治 山・林 道事業 に関する事務	1～8 省略			
5～19 省略					

備考 省略

別表第5（第4条関係）

局長の権限に属する建設部関係事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			局 長	専決者	
				部 長	課 長
管 理 課	1～29 省略				
	30 愛媛 県都市 公園条 例の 施行に 関する 事務	1～4 省略			
		5 休憩所等の料金等の承認（愛媛県都市公園条例施行規則第9条）			
	31～35 省略				
	36 愛媛 県県営 住宅管 理条例 の施行 に関する事務	1 公募を行わない入居（第4条、第23条の16）		—	
		2 入居の許可（第6条、第23条の16）		—	
		3 入居者の選考（第7条第2項から第4項まで）		—	
		4 入居の手続（第8条、第23条の16）		—	
		5 収入の申告に対する措置（第9条の2第2項、第3項）		—	
		6 家賃又は敷金の猶予又は減免（第10条、第13条第2項、第21		—	

	条第3項、第21条の3第3項、 第23条の16)								
	7 家賃及び敷金の徴収(第12 条、第13条第1項、第21条第3 項、第21条の3第3項、第23条 の16)								
	8 修繕又は費用の負担の区分の 選択(第15条第2項、第23条の 16)								
	9 県営住宅の増築等の承認(第 17条第5項、第23条の16)								
	10 同居の承認(第17条第6項、 第23条の16)								
	11 入居承継の承認(第17条第8 項、第23条の16)								
	12 不在時の届出の受理(第18 条、第23条の16)								
	13 収入超過者等に関する認定 (第19条)								
	14 収入超過者に対する住宅のあ つせん等(第21条の4)								
	15 明渡しの届出の受理及び検査 (第22条第1項、第23条の16)								
	16 入居者の選定(第23条の13)								
	17 家賃の減額(第23条の15第1 項)								
	18 県営住宅駐車場の使用許可 (第23条の18第1項)								
	19 県営住宅駐車場の使用変更の 許可(第23条の18第2項)								
	20 県営住宅駐車場の使用変更の 届出書の受理(第23条の18第3 項)								
	21 県営住宅駐車場使用者の選考 (第23条の19)								
	22 県営住宅駐車場使用料の徴収 (第23条の20第2項)								
	23 県営住宅駐車場の使用の承継 の承認(第23条の21)								
	24 県営住宅駐車場の明渡しの届 出の処理(第23条の22)								
	25 駐車場使用料の猶予又は減免 (第23条の25)								
	26 立入検査(第25条)								
37 愛媛 県県営 住宅管	1 入居決定の通知及び入居許可 証の交付(第3条、第12条の 5)								

理条例 施行規 則の施 行に関 する事 務	2 請書の受理（第6条、第12条の5）			—
	3 家賃の猶予又は減免の事由を証する書類の受理（第9条、第12条の5）			—
	4 滅失又は毀損の報告の受理（第10条、第12条の5）			—
	5 県営住宅の用途変更等の受理（第11条、第12条の5）			—
	6 退去届の受理（第12条、第12条の5）			—
	7 県営住宅駐車場の使用決定の通知（第12条の9）			—
	8 県営住宅駐車場の返還の届出書の受理（第12条の12）			—
	9 駐車場使用料の猶予又は減免の事由を証する書類の受理（第12条の13第2項）			—
	10 県営住宅の管理人の委嘱（第13条第1項）		—	
	38 省略			

36 省略				

備考 中予地方局においては、この表36の部及び37の部に掲げる事務については、同表組織名の欄中「管理課」とあるのは、「建築指導課」として、同表の規定を適用する。

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分			
			局 長	専決者		
				部 長	課 長	
建 築 指 導 課						

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分			
			局 長	専決者		
				部 長	課 長	
建 築 指 導 課	1 愛媛県県営住宅管理條例の施行に関する事務	1 公募を行わない入居（第4条、第23条の16）		—		
		2 入居の許可（第6条、第23条の16）		—		
		3 入居者の選考（第7条第2項、第3項、第4項）		—		
		4 入居の手続（第8条、第23条の16）		—		
		5 収入の申告に対する措置（第9条の2第2項、第3項）		—		
		6 家賃又は敷金の猶予又は減免（第10条、第13条第2項、第21条第3項、第21条の3第3項、第23条の16）		—		
		7 家賃及び敷金の徴収（第12条、第13条第1項、第21条第3項、第21条の3第3項、第23条の16）				—

50 宅地建物取引業法の施行に関する事務	1 宅地建物取引主任者資格登録に関すること。		
	(1) 省略		
	(2) 死亡等の届出の受理 (第21条)		
51 省略	2 省略		

備考 1～3 省略

4 南予地方局大洲土木事務所においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から4の部まで、5の部2の項(1)から(5)まで、3の項及び4の項、6の部から9の部まで、12の部から36の部まで、38の部、43の部1の項並びに51の部に掲げる事務については「事業管理課」と、同表10の部及び11の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。

5 南予地方局西予土木事務所 _____ においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から9の部まで及び12の部から51の部までに掲げる事務については「事業管理課」と、同表10の部及び11の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。

50 宅地建物取引業法の施行に関する事務	1 宅地建物取引主任者資格登録に関すること。		
	(1) 省略		
	(2) 死亡等の届出の受理 (第21条第1項)		
51 省略	2 省略		

備考 1～3 省略

4 南予地方局大洲土木事務所及び同地方局西予土木事務所においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から9の部まで及び12の部から51の部までに掲げる事務については「事業管理課」と、同表10の部及び11の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第5号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年 4月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令

愛媛県地方局処務規程（昭和56年愛媛県訓令第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(総務企画部各課の所掌事務)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 地域政策課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p><u>(8)の2 文化の振興に関すること。</u></p> <p><u>(8)の3 スポーツの振興に関すること。</u></p> <p>(9)～(12) 省略</p> <p>(13) 市町村合併 _____ に関すること。</p> <p>(14)～(17) 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、東予地方局総務県民課においては、同項第4号から第9号の2まで、第13号、第14号、第18号、</p>	<p>(総務企画部各課の所掌事務)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 地域政策課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) 省略</p> <p>(9)～(12) 省略</p> <p>(13) 市町村合併の<u>推進</u>に関すること。</p> <p>(14)～(17) 省略</p> <p>3 省略</p>

第20号から第21号の12まで及び第21号の22から第23号までに掲げる事務を所掌する。

5 東予地方局消防防災安全室においては、第1項第21号の13から第21号の21までに掲げる事務を所掌する。

6 東予地方局税務管理課においては、第3項第1号から第6号までの事務を所掌し、中予地方局税務管理課においては、同項第1号から第6号まで及び第9号に掲げる事務を所掌する。

7 省略

8 総務県民室においては、第1項第8号、第9号、第13号、第14号、第18号、第21号の4から第21号の22まで並びに第2項第2号、第4号、第8号から第8号の3まで及び第14号に掲げる事務並びに次の事務を所掌する。

(1)～(6) 省略

9 省略

(産業経済部各課室の所掌事務)

第4条 産業振興課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(22) 省略

(23) 削除

(24)・(25) 省略

2 省略

3 地域農業室の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(8) 省略

4 産地育成室の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(5) 省略

(6) ほ場の管理及び運営に関すること(東予地方局今治支局、中予地方局及び南予地方局本局に限る。)

(7) 生産物の処理に関すること(東予地方局今治支局、中予地方局及び南予地方局本局に限る。)

5～11 省略

12 省略

13 省略

(建設部各課の所掌事務)

第5条 管理課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) 省略

(3)の2 県営住宅の管理に関すること。

(4)～(6) 省略

2～7 省略

8 建築指導課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(4) 省略

(5) 削除

(6)・(7) 省略

9・10 省略

11 第1項の規定にかかわらず、中予地方局管理課においては、同項第3号の2に掲げる事務を所掌しないものとする。

12 第8項に定めるもののほか、中予地方局建築指導課においては、第1項第3号の2に掲げる事務を所掌する。

(土木事務所各課の所掌事務)

第8条 地方局の土木事務所(以下「土木事務所」という。)各課の所掌事務は、次のとおりとする。

4 東予地方局税務管理課においては、前項第1号から第6号までの事務を所掌し、中予地方局税務管理課においては、同項第1号から第6号まで及び第9号に掲げる事務を所掌する。

5 省略

6 総務県民室においては、第1項第8号、第9号、第13号、第14号、第18号、第21号の4から第21号の22まで並びに第2項第2号、第4号、第8号及び第14号に掲げる事務並びに次の事務を所掌する。

(1)～(6) 省略

7 省略

(産業経済部各課室の所掌事務)

第4条 産業振興課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(22) 省略

(23) 生産物の処理に関すること。

(24)・(25) 省略

2 省略

3 地域農業室の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(8) 省略

(9) ほ場の管理及び運営に関すること(東予地方局今治支局、中予地方局及び南予地方局本局に限る。)

4 産地育成室の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(5) 省略

5～11 省略

12 第3項及び前項の規定にかかわらず、東予地方局今治支局の地域農業室においては、第1項第23号に規定する事務を所掌する。

13 省略

14 省略

(建設部各課の所掌事務)

第5条 管理課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) 省略

(4)～(6) 省略

2～7 省略

8 建築指導課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(4) 省略

(5) 県営住宅の管理に関すること。

(6)・(7) 省略

9・10 省略

(土木事務所各課の所掌事務)

第8条 地方局の土木事務所(以下「土木事務所」という。)各課の所掌事務は、次のとおりとする。

管理課

(1)～(8) 省略

(8)の2 県営住宅の管理に関すること。

(9)・(10) 省略

用地管理課

(1)～(9) 省略

(9)の2 県営住宅の管理に関すること（東予地方局四国中央土木事務所を除く。）。

(9)の3 第5条第8項に規定する建築指導課の事務に関するこ
と。

(9)の4 省略

(10) 省略

建設企画課 省略

建設課 省略

河川港湾課 省略

道路課 省略

上島架橋建設課 省略

2 省略

3 前項の規定にかかわらず、南予地方局大洲土木事務所事業管理
課においては、第1項の表用地管理課の項第1号から第4号ま
で、第7号から第9号まで、第9号の4及び第10号に掲げる事務
を所掌する。

4 省略

(職務)

第12条 省略

2～16 省略

17 主幹は、上司の命を受け、グループの事務を掌理し、当該グル
ープに属する職員を指揮監督する。

18 省略

19 地域政策班長は、上司の命を受け、支局管内の地域振興、広報
及び広聴その他情報並びに文化及びスポーツの振興に関する事務
を掌理する。

20 省略

21 省略

22 省略

23 省略

24 省略

25 省略

26 省略

27 省略

28 省略

29 省略

30 省略

31 省略

32 省略

33 省略

34 省略

(地方局長に対する事務の委任)

第13条 省略

2 地方局長に委任する事務のうち、総務企画部に関するものは、
別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1)～(18) 省略

(19) 不当景品類及び不当表示防止法第9条第2項の規定に基づく

管理課

(1)～(8) 省略

(9)・(10) 省略

用地管理課

(1)～(9) 省略

(9)の2 省略

(10) 省略

建設企画課 省略

建設課 省略

河川港湾課 省略

道路課 省略

上島架橋建設課 省略

2 省略

3 省略

(職務)

第12条 省略

2～16 省略

17 省略

18 地域政策班長は、上司の命を受け、支局管内の地域振興並びに
広報及び広聴その他情報 _____ に関する事務
を掌理する。

19 省略

20 省略

21 省略

22 省略

23 省略

24 省略

25 省略

26 省略

27 省略

28 省略

29 省略

30 省略

31 省略

32 省略

33 省略

(地方局長に対する事務の委任)

第13条 省略

2 地方局長に委任する事務のうち、総務企画部に関するものは、
別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1)～(18) 省略

(19) 不当景品類及び不当表示防止法第9条第2項の規定に基づく

報告の徴収及び立入検査に関すること。

(19)の2～(17) 省略

3 省略

4 地方局長に委任する事務のうち、産業経済部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1)～(32) 省略

(32)の2 県営の治山工事の実施に必要な補償に関すること。

(32)の3 次に掲げる補助金等に係る愛媛県補助金等交付規則第5条から第7条（同規則第9条第3項及び第17条第4項において準用する場合を含む。）まで、第8条第1項、第9条第1項、第11条、第12条第1項及び第2項、第13条（同規則第15条第2項において準用する場合を含む。）、第14条、第15条第1項、第16条、第17条第1項、第18条、第21条並びに第24条の規定に基づく知事の権限に属する事務に関すること。

ア～ケ 省略

コ 知事の承認を得た果樹戦略品種等供給力強化事業費補助金サ～ス 省略

(33)～(68) 省略

5 地方局長に委任する事務のうち、建設部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるものとする。

(1)～(24) 省略

(25) 第20号及び第22号から前号までの規定に基づく権限を行い、又は行つたものについて河川法第31条、第33条第3項、第34条第1項、第75条、第78条及び第90条の規定に基づく権限を行うこと。

(26)～(60)の67 省略

(60)の68 宅地建物取引業法第21条の規定に基づく死亡等の届出の受理に関すること。

(60)の69～(76) 省略

6 省略

（地方局長の専決事項）

第14条 省略

2～4 省略

5 地方局長の専決処理すべき事項のうち、産業経済部に関する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(6)の2 省略

(6)の3 農業改良資金助成法改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる農業改良資金助成法改正法の施行前に貸し付けられた融資機関に対する貸付金に係る

_____ 支払猶予の決定に関すること。

(6)の4 省略

(6)の5 省略

(6)の6 省略

(6)の7 省略

(6)の8 省略

(6)の9 省略

(7)～(52) 省略

報告の徴収_____に関すること。

(19)の2～(17) 省略

3 省略

4 地方局長に委任する事務のうち、産業経済部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1)～(32) 省略

(32)の2 次に掲げる補助金等に係る愛媛県補助金等交付規則第5条から第7条（同規則第9条第3項及び第17条第4項において準用する場合を含む。）まで、第8条第1項、第9条第1項、第11条、第12条第1項及び第2項、第13条（同規則第15条第2項において準用する場合を含む。）、第14条、第15条第1項、第16条、第17条第1項、第18条、第21条並びに第24条の規定に基づく知事の権限に属する事務に関すること。

ア～ケ 省略

コ 知事の承認を得た果樹産地体質強化促進事業費補助金サ～ス 省略

(33)～(68) 省略

5 地方局長に委任する事務のうち、建設部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるものとする。

(1)～(24) 省略

(25) 第20号及び第22号から第24号までの規定に基づく権限を行い、又は行つたものについて_____第31条、第33条第3項、第34条第1項、第75条、第78条及び第90条の規定に基づく権限を行うこと。

(26)～(60)の67 省略

(60)の68 宅地建物取引業法第21条第1項の規定に基づく死亡等の届出の受理に関すること。

(60)の69～(76) 省略

6 省略

（地方局長の専決事項）

第14条 省略

2～4 省略

5 地方局長の専決処理すべき事項のうち、産業経済部に関する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(6)の2 省略

(6)の3 農業改良資金助成法改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる農業改良資金助成法改正法の施行前に貸し付けられた融資機関に対する貸付金に係る旧農業改良資金助成法第17条において準用する旧農業改良資金助成法第9条の規定に基づく一時償還請求の決定に関すること。

(6)の4 農業改良資金助成法改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる農業改良資金助成法改正法の施行前に貸し付けられた融資機関に対する貸付金に係る旧農業改良資金助成法第17条において準用する旧農業改良資金助成法第10条の規定に基づく支払猶予の決定に関すること。

(6)の5 省略

(6)の6 省略

(6)の7 省略

(6)の8 省略

(6)の9 省略

(6)の10 省略

(7)～(52) 省略

6～9 省略

(土木事務所長等の専決事項)

第16条 地方局土木事務所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。

(1)～(11) 省略

(11)の2 浄化槽法第5条第1項、第3項及び第4項の規定に基づく浄化槽の設置等の届出に係る措置に関すること。

(11)の3 浄化槽法第22条の規定に基づく登録の申請の受理に関すること。

(11)の4 省略

(11)の5 浄化槽法第23条第3項の規定に基づく登録簿の閲覧及び謄本の交付に関すること。

(11)の6 浄化槽法第25条第1項の規定に基づく変更の届出の受理に関すること。

(11)の7 浄化槽法第26条の規定に基づく廃業等の届出の受理に関すること。

(11)の8 浄化槽法第32条第1項の規定に基づく指示に関すること。

(11)の9 浄化槽法第33条第3項の規定に基づく浄化槽工事業の開始、変更又は廃止の届出の受理に関すること。

(11)の10 浄化槽法第53条第1項第3号及び第2項並びに第33条第2項の規定に基づく浄化槽工事業者及び特例浄化槽工事業者に対する報告徴収及び立入検査に関すること。

(11)の11 省略

(11)の12 省略

(11)の13 省略

(11)の14 省略

(11)の15 省略

(11)の16 省略

(11)の17 省略

(11)の18 省略

(12)～(13)の70 省略

(13)の71 宅地建物取引業法第21条の規定に基づく死亡等の届出の受理に関すること。

(13)の72～(33) 省略

2 前項本文の規定にかかわらず、東予地方局四国中央土木事務所長の専決処理すべき事項は、同項第1号から第13号の75まで及び第14号から第33号までに掲げるとおりとし、南予地方局大洲土木事務所長の専決処理すべき事項は、同項第1号から第11号まで、第11号の3から第11号の7まで、第11号の9、第11号の10(同号にあつては、浄化槽の構造上の基準及び浄化槽工事の技術上の基準に係るものを除く。)、第11号の11から第12号の118まで、第13号の16、第13号の17、第13号の24及び第15号から第33号までに掲げるとおりとする。

3 土木事務所長は、第1項第4号及び第12号に掲げる事項を専決処理したときはその都度地方局長及び知事に、同項第9号から第11号までに掲げる事項を専決処理したときはその都度地方局長に報告しなければならない。

4 省略

6～9 省略

(土木事務所長等の専決事項)

第16条 地方局土木事務所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。

(1)～(11) 省略

(11)の2 省略

(11)の3 省略

(11)の4 省略

(11)の5 省略

(11)の6 省略

(11)の7 省略

(11)の8 省略

(11)の9 省略

(11)の10 省略

(12)～(13)の70 省略

(13)の71 宅地建物取引業法第21条第1項の規定に基づく死亡等の届出の受理に関すること。

(13)の72～(33) 省略

2 土木事務所長は、前項第4号及び第12号に掲げる事項を専決処理したときはその都度地方局長及び知事に、同項第9号から第11号までに掲げる事項を専決処理したときはその都度地方局長に報告しなければならない。

3 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第 6 号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

平成23年 4 月 1 日

愛媛県知事 中 村 時 広

組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令

(愛媛県保健所処務規程の一部改正)

第 1 条 愛媛県保健所処務規程(昭和26年愛媛県訓令第 5 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職務)</p> <p>第 3 条 省略</p> <p>2 ~ 8 省略</p> <p><u>9 主幹は、上司の命を受け、グループの事務を掌理し、当該グループに属する職員を指揮監督する。</u></p> <p><u>10 省略</u></p> <p><u>11 省略</u></p> <p><u>12 省略</u></p> <p><u>13 省略</u></p> <p><u>14 省略</u></p> <p><u>15 省略</u></p> <p>(事務の委任)</p> <p>第 4 条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第 1 項の規定にかかわらず、四国中央市の区域における次に掲げる事務は、西条保健所長に委任する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 別表環境保全課の表 3 の部に掲げる廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の施行に関する事務(同部 1 の項第 1 号の設置及び変更の許可、同項第 2 号の使用前検査、<u>同項第 7 号の欠格事由に係る届出の受理、同項第 8 号の許可の取消し、改善命令及び使用停止命令、同項第 9 号の譲受け又は借受けの許可、同項第 10 号の設置法人の合併又は分割の認可、同部 3 の項第 1 号の設置及び変更の許可、同項第 2 号の使用前検査、同項第 3 号の許可の取消し、改善命令及び使用停止命令、同項第 9 号の欠格事由に係る届出の受理、同項第 10 号の譲受け又は借受けの許可、同項第 11 号の設置法人の合併又は分割の認可、同項第 14 号の意見聴取、同項第 15 号の意見の受理、同部 6 の項の産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可に関するもの、同部 7 の項の産業廃棄物処分業及び特別管理産業廃棄物処分業の許可に関するもの、同部 8 の項の産業廃棄物再生利用業に関するもの並びに同部 10 の項の廃棄物が地下にある土地の形質の変更に関するものに限る。)</u></p> <p>(4)~(6) 省略</p> <p>4 省略</p> <p>別表(第 4 条、第 6 条関係)</p> <p>所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項</p>	<p>(職務)</p> <p>第 3 条 省略</p> <p>2 ~ 8 省略</p> <p>9 省略</p> <p><u>10 省略</u></p> <p><u>11 省略</u></p> <p><u>12 省略</u></p> <p><u>13 省略</u></p> <p><u>14 省略</u></p> <p>(事務の委任)</p> <p>第 4 条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第 1 項の規定にかかわらず、四国中央市の区域における次に掲げる事務は、西条保健所長に委任する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 別表環境保全課の表 3 の部に掲げる廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の施行に関する事務(同部 1 の項第 1 号の設置及び変更の許可、同項第 2 号の使用前検査、<u>同項第 6 号</u>の許可の取消し、改善命令及び使用停止命令、同項第 7 号の譲受け又は借受けの許可、<u>同項第 8 号の設置法人の合併又は分割の認可、同部 3 の項第 1 号の設置及び変更の許可、同項第 2 号の使用前検査、同項第 3 号の許可の取消し、改善命令及び使用停止命令、同項第 8 号</u>の譲受け又は借受けの許可、<u>同項第 9 号の設置法人の合併又は分割の認可、同項第 12 号の意見聴取、同部 5 の項</u>の産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可に関するもの、<u>同部 6 の項の産業廃棄物処分業及び特別管理産業廃棄物処分業の許可に関するもの、同部 7 の項の産業廃棄物再生利用業に関するもの並びに同部 9 の項の廃棄物が地下にある土地の形質の変更に関するものに限る。)</u></p> <p>(4)~(6) 省略</p> <p>4 省略</p> <p>別表(第 4 条、第 6 条関係)</p> <p>所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項</p>

組織名	事務の種類	事項	決裁区分	
			所長	課長
企画課	1～13 省略			
	14 薬事法 (昭和35年法律第145号)の施行に関する事務	1 省略		
		2 薬局製造販売医薬品に関する こと。		
		(1)～(32) 省略		
		3 店舗販売業(動物用医薬品に係るものを除く。)に関する こと。		
		(1)～(14) 省略		
	(15) 郵便等販売の届出の受理 (省令第15条の4第2項、第142条)			
4～11 省略				
15～20 省略				

組織名	事務の種類	事項	決裁区分	
			所長	課長
企画課	1～13 省略			
	14 薬事法 (昭和35年法律第145号)の施行に関する事務	1 省略		
		2 薬局製造販売医薬品に関する こと。		
		(1)～(32) 省略		
		(33) 製造販売承認に係る申請書 記載事項の整備の届出の受理 (薬事法施行規則等の一部を 改正する省令(平成16年厚生 労働省令第112号)附則第3 条)		—
		3 店舗販売業(動物用医薬品に係るものを除く。)に関する こと。		
	(1)～(14) 省略			
(15) 郵便等販売の届出の受理 (省令第15条の4第2項、 _____)				
4～11 省略				
15～20 省略				

組織名	事務の種類	事項	決裁区分	
			所長	課長
環境保全課	1・2 省略			
	3 廃棄物の 処理及び清 掃に関する 法律(昭和 45年法律第 137号)の 施行に関す る事務	1 一般廃棄物処理施設に関する こと。		
		(1)・(2) 省略		
		(3) 定期検査(第8条の2の2 第1項、廃棄物の処理及び清 掃に関する法律施行規則等 の一部を改正する省令(平成23 年環境省令第1号。以下この 部において「改正省令」とい う。)附則第2条第1項)		—
		(4) 省略		
		(5) 省略		
(6) 最終処分場の廃止の確認 (第9条第5項、第9条の2 の3第2項)				
(7) 欠格事由に係る届出の受理 (第9条第6項)		—		

組織名	事務の種類	事項	決裁区分	
			所長	課長
環境保全課	1・2 省略			
	3 廃棄物の 処理及び清 掃に関する 法律(昭和 45年法律第 137号)の 施行に関す る事務	1 一般廃棄物処理施設に関する こと。		
		(1)・(2) 省略		
		(3) 省略		
		(4) 省略		
		(5) 最終処分場の廃止の確認 (第9条第5項、 _____)		
(6) 省略				

(8) 第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設以外の一般廃棄物処理施設の許可の取消し、改善命令及び使用停止命令（第9条の2第1項、第9条の2の2第1項、第2項）		
(9) 譲受け又は借受けの許可（第9条の5第1項、省令第4条の16第1項）		
(10) 設置法人の合併又は分割の認可（第9条の6第1項、省令第4条の16第1項）		
(11) 地位の承継に関する届出の処理（第9条の7第2項、省令第4条の16第1項）		
(12) 定期検査結果の通知（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下この部において「省令」という。）第4条の4の4）	—	
(13) 特定一般廃棄物最終処分場に関する報告書の受理（省令第4条の17）		—
(14) 第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設以外の一般廃棄物処理施設に係る一般廃棄物処理施設設置許可証の再交付（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和52年愛媛県規則第44号。以下この部において「細則」という。）第4条）		—
(15) 第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設以外の一般廃棄物処理施設に係る一般廃棄物処理施設設置許可証の返還の受理（細則第5条）		—
2 市町の設置に係る一般廃棄物処理施設に関すること。		
(1) 省略		
(2) 計画の変更又は廃止の命令（第9条の3第3項、第9項）		
(3) 届出の内容が相当であると認める旨の通知（第9条の3第4項ただし書、第9項）		
(4) 変更届出の受理（第9条の3第8項）		

(6) 第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設以外の一般廃棄物処理施設の許可の取消し、改善命令及び使用停止命令（第9条の2、第9条の2の2 _____）		
(7) 譲受け又は借受けの許可（第9条の5第1項 _____）		
(8) 設置法人の合併又は分割の認可（第9条の6第1項 _____）		
(9) 地位の承継に関する届出の受理（第9条の7第2項 _____）		
2 市町の設置に係る一般廃棄物処理施設に関すること。		
(1) 省略		
(2) 計画の変更又は廃止の命令（第9条の3第3項、第8項）		
(3) 届出の内容が相当であると認める旨の通知（第9条の3第4項ただし書、第8項）		
(4) 変更届出の受理（第9条の3第7項）		

(5) 改善又は使用の停止命令 (第9条の3第10項)		
(6) 変更又は廃止、休止若しくは再開の届出の受理(第9条第3項、第9条の3第11項)		
(7) 埋立処分終了の届出の受理(第9条第4項、第9条の3第11項)		
(8) 最終処分場の廃止の確認(第9条第5項、第9条の3第11項)		
3 産業廃棄物処理施設に関する こと。		
(1) 第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物処理施設の設置及び変更の許可(第15条第1項、第15条の2の6第1項、省令第12条の5)		
(2) 第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物処理施設の使用前検査(第15条の2第5項、第15条の2の6第2項)		
(3) 第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物処理施設の許可の取消し、改善命令及び使用停止命令(第15条の2の7、第15条の3)		
(4) 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類等の届出又は変更若しくは廃止の届出の処理(第15条の2の5、省令第12条の7の17第4項、第5項)		
(5) 定期検査(第15条の2の2第1項、改正省令第2条第2項)		
(6) 変更又は廃止、休止若しくは再開の届出の受理(第9条第3項、第15条の2の6第3項)		
(7) 埋立処分終了の届出の受理(第9条第4項、第15条の2の6第3項)		
(8) 最終処分場の廃止の確認(第9条第5項、第15条の2の6第3項、第15条の3の2第2項)		

(5) 改善又は使用の停止命令 (第9条の3第9項)		
(6) 変更又は廃止、休止若しくは再開の届出の受理(第9条第3項、第9条の3第10項)		
(7) 埋立処分終了の届出の受理(第9条第4項、第9条の3第10項)		
(8) 最終処分場の廃止の確認(第9条第5項、第9条の3第10項)		
3 産業廃棄物処理施設に関する こと。		
(1) 第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物処理施設の設置及び変更の許可(第15条第1項、第15条の2の5第1項 _____)		
(2) 第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物処理施設の使用前検査(第15条の2第5項、第15条の2の5第2項)		
(3) 第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設以外の産業廃棄物処理施設の許可の取消し、改善命令及び使用停止命令(第15条の2の6、第15条の3)		
(4) 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類等の届出の受理(第15条の2の4 _____ _____)		
(5) 変更又は廃止、休止若しくは再開の届出の受理(第9条第3項、第15条の2の5第3項)		
(6) 埋立処分終了の届出の受理(第9条第4項、第15条の2の5第3項)		
(7) 最終処分場の廃止の確認(第9条第5項、第15条の2の5第3項 _____)		

5 産業廃棄物管理票に関する こと。		
(1) 管理票に関する報告書の受 理(第12条の3第7項)		
(2) 省略		
(3) 必要な措置の勧告(第12条 の6第1項)		
(4) 勧告に従わない旨の公表 (第12条の6第2項)	—	
(5) 措置命令(第12条の6第3 項)	—	
(6) 措置内容等報告書の受理 (省令第8条の29、第8条の 38)	—	
6 産業廃棄物収集運搬業及び特 別管理産業廃棄物収集運搬業の 許可に関すること。		
(1) 許可(第14条第1項、第14 条の4第1項、省令第10条の 2、第10条の14)		
(2) 許可の更新(第14条第2 項、第14条の4第2項、廃棄 物の処理及び清掃に関する法 律施行令(昭和46年政令第 300号。以下この部において 「政令」という。)第6条の 9第2号、第6条の13第2 号)		
(3) 能力及び実績の基準適合性 の認定(省令第9条の2第3 項、第10条の9第2項、第10 条の12第2項、第10条の22第 2項)	—	
(4) 能力及び実績の基準適合性 の確認(廃棄物の処理及び清 掃に関する法律施行令の一部 を改正する政令(平成22年政 令第248号。以下この部にお いて「改正政令」という。) 附則第5条第1項、第3項、 改正省令附則第14条、第20 条)	—	
(5) 変更の許可(第14条の2第 1項、第14条の5第1項、省 令第10条の2、第10条の14)		
(6) 業の全部若しくは一部の廃 止又は住所等の変更の届出の 処理(第7条の2第3項、第 14条の2第3項、第14条の5 第3項、省令第10条の10の 2、第10条の23の2)		

4 産業廃棄物管理票に関するこ と。		
(1) 管理票に関する報告書の受 理(第12条の3第6項)		
(2) 省略		
(3) 必要な措置の勧告(第12条 の6)		
5 産業廃棄物収集運搬業及び特 別管理産業廃棄物収集運搬業の 許可に関すること。		
(1) 許可(第14条第1項、第14 条の4第1項)		
(2) 許可の更新(第14条第2 項、第14条の4第2項)		
(3) 変更の許可(第14条の2第 1項、第14条の5第1項)		
(4)) 廃 止又は住所等の変更の届出の 受理(第7条の2第3項、第 14条の2第3項、第14条の5 第3項)		

(7) 欠格事由に係る届出の受理 (第7条の2第4項、第14条の2第3項、第14条の5第3項)		—
(8) 省略		
(9) 県警察本部長の意見の受理 (第23条の4)		—
(10) 産業廃棄物収集運搬業許可証等の再交付(細則第4条)		—
(11) 産業廃棄物収集運搬業許可証等の返還の受理(細則第5条)		—
7 産業廃棄物処分業及び特別管理産業廃棄物処分業の許可に関すること。		
(1) 許可(第14条第6項、第14条の4第6項、省令第10条の6、第10条の18)		
(2) 許可の更新(第14条第7項、第14条の4第7項、政令第6条の11第2号、第6条の14第2号)		
(3) 能力及び実績の基準適合性の認定(省令第10条の4第3項、第10条の9第3項、第10条の16第2項、第10条の22第3項)		—
(4) 能力及び実績の基準適合性の確認(改正政令附則第5条第1項、第2項、第4項、改正省令附則第17条、23条)	—	
(5) 変更の許可(第14条の2第1項、第14条の5第1項、省令第10条の6、第10条の18)		
(6) 業の全部若しくは一部の廃止又は住所等の変更の届出の処理(第7条の2第3項、第14条の2第3項、第14条の5第3項、省令第10条の10の2、第10条の23の2)		
(7) 欠格事由に係る届出の受理 (第7条の2第4項、第14条の2第3項、第14条の5第3項)		—
(8) 省略		
(9) 県警察本部長の意見の受理 (第23条の4)		—
(10) 産業廃棄物処分業許可証等の再交付(細則第4条)		—

(5) 省略		
6 産業廃棄物処分業及び特別管理産業廃棄物処分業_____に関すること。		
(1) 業の許可(第14条第6項、第14条の4第6項_____)		
(2) 許可の更新(第14条第7項、第14条の4第7項_____)		
(3) 変更の許可(第14条の2第1項、第14条の5第1項_____)		
(4) 業の全部若しくは一部の廃止又は住所等の変更の届出の受理(第7条の2第3項、第14条の2第3項、第14条の5第3項_____)		
(5) 省略		

(1) <u>産業廃棄物処分業許可証等の返還の受理（細則第5条）</u>		—
8 <u>産業廃棄物再生利用業に関すること。</u>		
(1) <u>再生輸送業者の指定（省令第9条第2号、愛媛県産業廃棄物再生利用業者の指定に関する規則（平成12年愛媛県規則第58号。以下この項において「規則」という。）第2条第7項）</u>		
(2)~(7) 省略		
(8) <u>再生利用業者指定証の返還の受理（規則第10条）</u>		—
9 <u>廃棄物再生事業者に関すること。</u>		
(1) <u>登録（第20条の2第1項、政令第19条）</u>		
(2) <u>登録事項の変更の届出の受理（政令第20条）</u>		
(3)・(4) 省略		
(5) <u>廃棄物再生事業者登録証明書の再交付（細則第4条）</u>		—
(6) <u>廃棄物再生事業者登録証明書の返還の受理（細則第5条）</u>		—
10 <u>廃棄物が地下にある土地の形質の変更にすること。</u>		
(1) <u>指定区域台帳の調製及び閲覧（第15条の18第1項、第3項、省令第12条の34第5項、第6項）</u>		
(2) 省略		
11 <u>報告の徴収（第18条第1項）</u>		
12 <u>立入検査等（第19条第1項）</u>		
13 省略		
14 省略		
4~17 省略		

備考 省略

7 <u>産業廃棄物再生利用業に関すること。</u>		
(1) <u>再生輸送業者の指定（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下この項において「省令」という。）第9条第2号、愛媛県産業廃棄物再生利用業者の指定に関する規則（平成12年愛媛県規則第58号。以下この項において「規則」という。）第2条第7項）</u>		
(2)~(7) 省略		
8 <u>廃棄物再生事業者に関すること。</u>		
(1) <u>登録（法第20条の2第1項_____）</u>		
(2) <u>登録事項の変更の届出の受理（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下この項において「政令」という。）第20条）</u>		
(3)・(4) 省略		
9 <u>廃棄物が地下にある土地の形質の変更にすること。</u>		
(1) <u>指定区域台帳の調製及び保管（第15条の18第1項、第3項_____）</u>		
(2) 省略		
10 <u>報告の徴収（第18条_____）</u>		
11 <u>立入検査（第19条第1項）</u>		
12 省略		
13 省略		
4~17 省略		

備考 省略

(愛媛県立衛生環境研究所処務規程の一部改正)

第2条 愛媛県立衛生環境研究所処務規程(昭和28年愛媛県訓令第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 課並びに室並びに係及び科の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務調整課 省略 衛生研究課 省略 環境研究課 環境監視室 大気環境科</p> <p>(1) <u>大気汚染、騒音、振動及び悪臭(以下「大気汚染等」という。)の防止に係る試験研究及び大気汚染等の防止施設等の技術開発に関すること。</u></p> <p>(2) <u>大気汚染等の防止技術及び_____測定技術の指導に関すること。</u></p> <p>(3) <u>大気汚染等の防止に係る監視、調査、測定及び検査に関すること。</u></p> <p>(4)・(5) 省略</p> <p>(6) <u>環境監視及び環境保全に係る調査研究の総括に関すること(他の主管に属するものを除く。)</u>。</p> <p>(7) <u>環境情報の収集、管理及び提供に関すること(他の主管に属するものを除く。)</u>。</p> <p>(8) <u>有害化学物質に係る調査研究に関すること。</u></p> <p>水質環境科</p> <p>(1) <u>水質汚濁及び他の主管に属さない公害(以下「水質汚濁等」という。)の防止に係る試験研究並びに水質汚濁等の防止施設等の技術開発に関すること。</u></p> <p>(2) <u>水質汚濁等の防止技術及び_____測定技術の指導に関すること。</u></p> <p>(3) <u>水質汚濁等の防止に係る監視、調査、測定及び検査に関すること。</u></p> <p>(4)・(5) 省略</p> <p>環境科学室 省略</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 課並びに室並びに係及び科の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務調整課 省略 衛生研究課 省略 環境研究課 環境監視室 大気環境科</p> <p>(1) <u>大気汚染防止_____に係る試験研究及び大気汚染防止施設等_____の技術開発に関すること。</u></p> <p>(2) <u>大気汚染防止技術及び大気汚染の測定技術の指導に関すること。</u></p> <p>(3) <u>大気汚染防止_____に係る監視、調査、測定及び検査に関すること。</u></p> <p>(4)・(5) 省略</p> <p>(6) 環境監視_____に係る調査研究の総括に関すること_____。</p> <p>水質環境科</p> <p>(1) <u>水質汚濁防止_____に係る試験研究及び水質汚濁防止施設等_____の技術開発に関すること。</u></p> <p>(2) <u>水質汚濁防止技術及び水質汚濁の測定技術の指導に関すること。</u></p> <p>(3) <u>水質汚濁防止_____に係る監視、調査、測定及び検査に関すること。</u></p> <p>(4)・(5) 省略</p> <p>環境監視科</p> <p>(1) <u>他の主管に属さない公害(以下「特殊公害」という。)の防止に係る試験研究及び特殊公害防止施設等の技術開発に関すること。</u></p> <p>(2) <u>特殊公害防止技術及び特殊公害の測定技術の指導に関すること。</u></p> <p>(3) <u>特殊公害防止に係る監視、調査、測定及び検査に関すること。</u></p> <p>(4) <u>環境情報の収集、管理及び提供に関すること(他の主管に属するものを除く。)</u>。</p> <p>(5) <u>環境保全に係る調査研究の総括に関すること(他の主管に属するものを除く。)</u>。</p> <p>(6) <u>有害化学物質に係る調査研究に関すること。</u></p> <p>環境科学室 省略</p>

(愛媛県農林水産研究所処務規程の一部改正)

第3条 愛媛県農林水産研究所処務規程(昭和50年愛媛県訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 研究所の部、センター及び所並びに課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課 省略</p> <p>企画環境部 省略</p> <p>農業研究部</p> <p>病理昆虫室 省略</p> <p>栽培開発室</p> <p>(1)~(4) 省略</p> <p>(5) <u>関係機関及び関係団体との連携に関すること。</u></p> <p>作物育種室 省略</p> <p>花き研究指導室 省略</p> <p>果樹研究センター 省略</p> <p>畜産研究センター 省略</p> <p>林業研究センター</p> <p>総務室 省略</p> <p>研修課 省略</p> <p>研究指導室</p> <p>(1)~(8) 省略</p> <p>(9) <u>林業及び森林に関する技術情報の収集及び活用に関すること。</u></p> <p>(10) <u>林業及び森林に関する試験研究の総合調整及び研究成果の普及に関すること。</u></p> <p>(11) 省略</p> <p><u>連携推進室</u></p> <p>(1) <u>大学との連携の推進に関すること。</u></p> <p>(2) <u>林業及び森林に関する普及指導に関すること(他の主管に属するものを除く。)</u></p> <p>(3) <u>林業後継者対策その他林業及び木材産業の担い手対策に関すること。</u></p> <p>(4) <u>関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。</u></p> <p>水産研究センター</p> <p>総務室 省略</p> <p>研究企画室</p> <p>(1)~(4) 省略</p> <p>環境資源室 省略</p> <p>養殖推進室 省略</p> <p>魚類検査室 省略</p> <p>栽培資源研究所 省略</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 研究所の部、センター及び所並びに課及び室の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課 省略</p> <p>企画環境部 省略</p> <p>農業研究部</p> <p><u>普及情報室</u></p> <p>(1) <u>農業に関する普及指導に関すること。</u></p> <p>(2) <u>試験研究の総合調整及び研究成果の普及に関すること。</u></p> <p>(3) <u>関係機関及び関係団体との連携に関すること。</u></p> <p>病理昆虫室 省略</p> <p>栽培開発室</p> <p>(1)~(4) 省略</p> <p>作物育種室 省略</p> <p>花き研究指導室 省略</p> <p>果樹研究センター 省略</p> <p>畜産研究センター 省略</p> <p>林業研究センター</p> <p>総務室 省略</p> <p>研修課 省略</p> <p>研究指導室</p> <p>(1)~(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p><u>普及情報室</u></p> <p>(1) <u>林業及び森林に関する普及指導に関すること</u> _____。</p> <p>(2) <u>林業及び森林に関する技術情報の収集及び活用に関すること。</u></p> <p>(3) <u>林業及び森林に関する試験研究の総合調整及び研究成果の普及に関すること。</u></p> <p>(4) <u>林業後継者対策その他林業</u> _____ <u>の担い手対策に関すること。</u></p> <p>(5) <u>林業労働に係る労働災害の防止に関すること。</u></p> <p>水産研究センター</p> <p>総務室 省略</p> <p><u>普及情報室</u></p> <p>(1)~(4) 省略</p> <p>環境資源室 省略</p> <p>養殖推進室 省略</p> <p>魚類検査室 省略</p> <p>栽培資源研究所 省略</p>

(愛媛県長寿社会対策本部規程の一部改正)

第4条 愛媛県長寿社会対策本部規程(昭和59年愛媛県訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前						
<p>別表（第3条関係）</p> <table border="1"> <tr><td>1 省略</td></tr> <tr><td>2 <u>企画振興部長</u></td></tr> <tr><td>3～8 省略</td></tr> </table>	1 省略	2 <u>企画振興部長</u>	3～8 省略	<p>別表（第3条関係）</p> <table border="1"> <tr><td>1 省略</td></tr> <tr><td>2 <u>企画情報部長</u></td></tr> <tr><td>3～8 省略</td></tr> </table>	1 省略	2 <u>企画情報部長</u>	3～8 省略
1 省略							
2 <u>企画振興部長</u>							
3～8 省略							
1 省略							
2 <u>企画情報部長</u>							
3～8 省略							

（愛媛県男女共同参画推進本部規程の一部改正）

第5条 愛媛県男女共同参画推進本部規程（平成2年愛媛県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>別表1（第3条関係）</p> <table border="1"> <tr><td>1 省略</td></tr> <tr><td>2 <u>企画振興部長</u></td></tr> <tr><td>3～8 省略</td></tr> <tr><td>9 <u>副教育長</u></td></tr> <tr><td>10 省略</td></tr> </table> <p>別表2（第6条関係）</p> <table border="1"> <tr><td>1 省略</td></tr> <tr><td>2 <u>企画振興部管理局総合政策課長</u></td></tr> <tr><td>3～11 省略</td></tr> </table>	1 省略	2 <u>企画振興部長</u>	3～8 省略	9 <u>副教育長</u>	10 省略	1 省略	2 <u>企画振興部管理局総合政策課長</u>	3～11 省略	<p>別表1（第3条関係）</p> <table border="1"> <tr><td>1 省略</td></tr> <tr><td>2 <u>企画情報部長</u></td></tr> <tr><td>3～8 省略</td></tr> <tr><td>9 <u>教育長</u></td></tr> <tr><td>10 省略</td></tr> </table> <p>別表2（第6条関係）</p> <table border="1"> <tr><td>1 省略</td></tr> <tr><td>2 <u>企画情報部管理局企画調整課長</u></td></tr> <tr><td>3～11 省略</td></tr> </table>	1 省略	2 <u>企画情報部長</u>	3～8 省略	9 <u>教育長</u>	10 省略	1 省略	2 <u>企画情報部管理局企画調整課長</u>	3～11 省略
1 省略																	
2 <u>企画振興部長</u>																	
3～8 省略																	
9 <u>副教育長</u>																	
10 省略																	
1 省略																	
2 <u>企画振興部管理局総合政策課長</u>																	
3～11 省略																	
1 省略																	
2 <u>企画情報部長</u>																	
3～8 省略																	
9 <u>教育長</u>																	
10 省略																	
1 省略																	
2 <u>企画情報部管理局企画調整課長</u>																	
3～11 省略																	

（愛媛県民総合相談プラザ及び県民相談プラザ規程の一部改正）

第6条 愛媛県民総合相談プラザ及び県民相談プラザ規程（平成3年愛媛県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前						
<p>（設置）</p> <p>第1条 親切行政を推進するとともに、県民の声を県政に反映させることにより、開かれた県政の推進に資するため、<u>企画振興部管理局広報広聴課</u>に県民総合相談プラザを、<u>地方局総務企画部地域政策課及び支局総務県民室</u>に県民相談プラザを設置する。</p> <p>（ _____ 任務）</p> <p>第2条 県民総合相談プラザは、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>県政広報ビデオライブラリーの運営に関すること。</u></p> <p>(4) <u>県民談話コーナーの管理運営に関すること。</u></p> <p>(5) <u>公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に基づく労働者（職員を除く。）からの公益通報に係る窓口事務に関すること。</u></p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 親切行政を推進するとともに、県民の声を県政に反映させることにより、開かれた県政の推進に資するため、<u>企画情報部秘書広報局広報広聴課</u>に県民総合相談プラザを、<u>地方局総務企画部 _____</u>に県民相談プラザを設置する。</p> <p>2 県民総合相談プラザ及び県民相談プラザの設置場所は、次表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県民総合相談プラザ</td> <td>本庁</td> </tr> <tr> <td>県民相談プラザ</td> <td>東予地方局、東予地方局今治支局、中予地方局、南予地方局、南予地方局八幡浜支局</td> </tr> </tbody> </table> <p>（県民総合相談プラザの任務）</p> <p>第2条 県民総合相談プラザは、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>県民の談話、休息等に関すること。</u></p> <p>(4) <u>相談コーナー及び談話コーナーの運営に関すること。</u></p>	区分	設置場所	県民総合相談プラザ	本庁	県民相談プラザ	東予地方局、東予地方局今治支局、中予地方局、南予地方局、南予地方局八幡浜支局
区分	設置場所						
県民総合相談プラザ	本庁						
県民相談プラザ	東予地方局、東予地方局今治支局、中予地方局、南予地方局、南予地方局八幡浜支局						

2 県民相談プラザは、当該地方局管内（支局にあっては、当該支局管内）における前項第1号から第4号までに掲げる事務を処理する。

（ _____ 組織）

第3条 県民総合相談プラザ及び県民相談プラザは、それぞれ、室長、室長補佐及び室員

_____ をもって組織する。

（職制）

第4条 室長、室長補佐及び室員は、それぞれ別表に掲げる者をもって充てる。

（室長及び室長補佐の職務）

第5条 室長は、上司の命を受け、それぞれ県民総合相談プラザ及び県民相談プラザの事務を統轄する。

2 省略

第6条 省略

第7条 省略

附 則 省略

別表（第4条関係）

1 県民総合相談プラザ

室長	企画振興部管理局広報広聴課長の職にある者
室長補佐	企画振興部管理局広報広聴課長補佐の職にある者 （企画振興部長が指定する者に限る。）
室員	企画振興部管理局広報広聴課広聴・相談係に属する職員

2 県民相談プラザ

室長	地方局総務企画部地域政策課長及び支局総務県民室長の職にある者
室長補佐	地方局総務企画部地域政策課長補佐の職にある者 （地方局長が指定する者に限る。）及び支局総務県民室地域政策班長の職にある者
室員	地方局総務企画部地域政策課地域振興係及び支局総務県民室地域政策係に属する職員

（県民総合相談プラザの組織）

第3条 県民総合相談プラザは、次に掲げる職員をもって組織する。

(1) 企画情報部秘書広報局広報広聴課長補佐の職にある者

(2) 企画情報部秘書広報局広報広聴課広聴・相談係に属する職員及び同課に兼務を命ぜられた職員のうちから知事が指名する者

2 前項第1号の職員は、上司の命を受け、県民総合相談プラザの事務を統轄する。

（県民相談プラザの任務）

第4条 県民相談プラザは、当該地方局に係る第2条第1号から第3号までに掲げる事務を処理する。

（県民相談プラザの組織）

第5条 _____ 県民相談プラザは _____、室長、室長補佐、室員並びに地方局総務企画部地域政策課及び支局総務県民室に兼務を命ぜられた職員をもって組織する。

（県民相談プラザの職制）

第6条 室長は、地方局総務企画部長及び支局長の職にある者をもって充てる。

2 室長補佐は、地方局総務企画部地域政策課長補佐及び支局総務県民室地域政策班長の職にある者をもって充てる。

3 室員は、地方局総務企画部地域政策課地域振興係及び支局総務県民室地域政策係に属する職員をもって充てる。

（室長及び室長補佐の職務）

第7条 室長は、上司の命を受け、 _____ 県民相談プラザの事務を統轄する。

2 省略

第8条 省略

第9条 省略

附 則 省略

(愛媛県地方局県民情報室規程の一部改正)

第7条 愛媛県地方局県民情報室規程(平成5年愛媛県訓令第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第2(第5条関係)</p> <p>1 地方局総務企画部総務県民課及び支局総務県民室に設置する 地方局県民情報室</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>室長 省略 室員 省略 地方局総務企画部総務県民課総務係並びに支局総務県民室の総務県民防災グループ及び総務県民グループに属する職員</p> </div> <p>2 省略</p>	<p>別表第2(第5条関係)</p> <p>1 地方局総務企画部総務県民課及び支局総務県民室に設置する 地方局県民情報室</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>室長 省略 室員 省略 地方局総務企画部総務県民課総務係及び支局総務県民室総務県民防災グループに属する職員</p> </div> <p>2 省略</p>

(愛媛県農業総合対策推進班規程の一部改正)

第8条 愛媛県農業総合対策推進班規程(平成6年愛媛県訓令第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1・2 省略 3 <u>農林水産部管理局農政課主幹</u> 4～18 省略 19 <u>農林水産部農業振興局農産園芸課生産指導係長</u> 20 省略 21 省略 22 省略 23 <u>農林水産部農業振興局農産園芸課担い手・農地保全対策室技術室長補佐</u> 24 <u>農林水産部農業振興局農産園芸課担い手・農地保全対策室農地活用係長</u> 25 <u>農林水産部農業振興局農産園芸課担い手・農地保全対策室鳥獣害対策係長</u> 26 <u>農林水産部農業振興局農産園芸課担い手・農地保全対策室担い手育成係長</u> 27 <u>農林水産部農業振興局農産園芸課担い手・農地保全対策室直接支払係長</u> 28 省略 29 省略 30 省略 31 省略 32 省略 33 <u>農林水産部森林局林業政策課木材流通戦略係長</u></p> </div>	<p>別表(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1・2 省略 3 <u>農林水産部管理局農政課構造改革班長</u> 4～18 省略 19 省略 20 省略 21 省略 22 <u>農林水産部農業振興局農産園芸課担い手対策推進室技術室長補佐</u> 23 <u>農林水産部農業振興局農産園芸課担い手対策推進室農地活用係長</u> 24 <u>農林水産部農業振興局農産園芸課担い手対策推進室担い手育成係長</u> 25 <u>農林水産部農業振興局農産園芸課担い手対策推進室直接支払係長</u> 26 省略 27 省略 28 省略 29 省略 30 省略 31 <u>農林水産部森林局林業政策課木材利用推進係長</u></p> </div>

(愛媛県市町村合併推進本部規程の一部改正)

第9条 愛媛県市町村合併推進本部規程(平成13年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																		
<p>(職務)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは_____、その職務を代行する。</p> <p>(事務局)</p> <p>第8条 推進本部の事務を処理するため、<u>総務部管理局市町振興課</u> _____に事務局を置く。</p> <p>2 事務局に事務局長を置き、<u>総務部管理局市町振興課長</u> _____の職にある者をもって充てる。</p> <p>別表1 (第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>1~3 省略</td></tr> <tr><td>4 企画振興部長</td></tr> <tr><td>5~14 省略</td></tr> </table> <p>別表2 (第6条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>1 総務部管理局長</td></tr> <tr><td>2 省略</td></tr> <tr><td>3 総務部管理局市町振興課長</td></tr> <tr><td>4 総務部行財政改革局財政課長</td></tr> <tr><td>5 企画振興部管理局総合政策課長</td></tr> <tr><td>6~15 省略</td></tr> </table>	1~3 省略	4 企画振興部長	5~14 省略	1 総務部管理局長	2 省略	3 総務部管理局市町振興課長	4 総務部行財政改革局財政課長	5 企画振興部管理局総合政策課長	6~15 省略	<p>(職務)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、<u>本部長があらかじめ定めた順序により</u>、その職務を代行する。</p> <p>(事務局)</p> <p>第8条 推進本部の事務を処理するため、<u>総務部新行政推進局市町振興課</u>に事務局を置く。</p> <p>2 事務局に事務局長を置き、<u>総務部新行政推進局市町振興課長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>別表1 (第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>1~3 省略</td></tr> <tr><td>4 企画情報部長</td></tr> <tr><td>5~14 省略</td></tr> </table> <p>別表2 (第6条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>1 総務部新行政推進局長</td></tr> <tr><td>2 省略</td></tr> <tr><td>3 総務部管理局財政課長</td></tr> <tr><td>4 総務部新行政推進局市町振興課長</td></tr> <tr><td>5 企画情報部管理局企画調整課長</td></tr> <tr><td>6~15 省略</td></tr> </table>	1~3 省略	4 企画情報部長	5~14 省略	1 総務部新行政推進局長	2 省略	3 総務部管理局財政課長	4 総務部新行政推進局市町振興課長	5 企画情報部管理局企画調整課長	6~15 省略
1~3 省略																			
4 企画振興部長																			
5~14 省略																			
1 総務部管理局長																			
2 省略																			
3 総務部管理局市町振興課長																			
4 総務部行財政改革局財政課長																			
5 企画振興部管理局総合政策課長																			
6~15 省略																			
1~3 省略																			
4 企画情報部長																			
5~14 省略																			
1 総務部新行政推進局長																			
2 省略																			
3 総務部管理局財政課長																			
4 総務部新行政推進局市町振興課長																			
5 企画情報部管理局企画調整課長																			
6~15 省略																			

(愛媛県食肉衛生検査センター処務規程の一部改正)

第10条 愛媛県食肉衛生検査センター処務規程(平成14年愛媛県訓令第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職務)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p><u>3 省略</u></p> <p><u>4 省略</u></p> <p><u>5 省略</u></p> <p><u>6 省略</u></p> <p>(専決事項)</p> <p>第4条 省略</p> <p>(代決)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 前項の規定により代決した事務で重要なものは、後閲を受けなければならない。</p>	<p>(職務)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 支所長は、所長の命を受け、支所の事務を掌理し、支所職員を指揮監督する。</p> <p><u>4 省略</u></p> <p><u>5 省略</u></p> <p><u>6 省略</u></p> <p><u>7 省略</u></p> <p>(専決事項)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 支所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、重要又は異例と認められるものについては、あらかじめ所長の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) <u>文書の往復に関すること。</u></p> <p>(2) <u>支所職員の出張に関すること。</u></p> <p>(3) <u>支所職員の休暇、育児休業等、職務専念義務の免除その他服務に関すること。</u></p> <p>(4) <u>その他軽易又は常例に属する支所の事務に関すること。</u></p> <p>(代決)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 支所長が不在のときは、係長が代決する。</p> <p>3 前2項の規定により代決した事務で重要なものは、後閲を受けなければならない。</p>

(愛媛県財政改革推進班規程の一部改正)

第11条 愛媛県財政改革推進班規程(平成17年愛媛県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(設置)</p> <p>第1条 財政改革を強力に推進し、実効ある取組を短期間で実施できる体制を構築するため、<u>総務部行財政改革局財政課</u>に財政改革推進班(以下「班」という。)を設置する。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 班は、<u>総務部行財政改革局財政課</u>の職員のうちから総務部長が指名する者をもって組織する。</p> <p>(班長)</p> <p>第4条 班に班長を置き、<u>総務部行財政改革局財政課長補佐</u>の職にある者のうちから、知事が命ずる。</p> <p>2 省略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 財政改革を強力に推進し、実効ある取組を短期間で実施できる体制を構築するため、<u>総務部管理局財政課</u>に財政改革推進班(以下「班」という。)を設置する。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 班は、<u>総務部管理局財政課</u>の職員のうちから総務部長が指名する者をもって組織する。</p> <p>(班長)</p> <p>第4条 班に班長を置き、<u>総務部管理局財政課長補佐</u>の職にある者のうちから、知事が命ずる。</p> <p>2 省略</p>

(えひめブランド推進班規程の一部改正)

第12条 えひめブランド推進班規程(平成17年愛媛県訓令第11号の2)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>1～5 省略</p> <p>6 <u>農林水産部管理局農政課主幹</u></p> <p>7～11 省略</p> <p>12 <u>教育委員会事務局管理部保健体育課長補佐</u> (副教育長が指定する者に限る。)</p> </div>	<p>別表(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>1～5 省略</p> <p>6 <u>農林水産部管理局農政課構造改革班長</u></p> <p>7～11 省略</p> <p>12 <u>教育委員会事務局文化スポーツ部保健スポーツ課長補佐</u> (副教育長が指定する者に限る。)</p> </div>

(愛媛県総務事務センター規程の一部改正)

第13条 愛媛県総務事務センター規程(平成18年愛媛県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(設置)</p> <p>第1条 総務系業務改革を推進するため、<u>総務部行財政改革局行革分権課</u>に総務事務センター(以下「センター」という。)を設置する。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 センターは、次の者をもって組織する。</p> <p>(1) <u>総務部行財政改革局行革分権課長補佐</u>の職にある者</p> <p>(2) <u>総務部行財政改革局行革分権課業務改革グループ</u>に属する職員及び同課に兼務を命ぜられた職員のうちから知事が指名する者</p> <p>(センター長)</p> <p>第4条 センターにセンター長を置き、<u>総務部行財政改革局行革分権課長補佐</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>2 省略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 総務系業務改革を推進するため、<u>総務部新行政推進局行政システム改革課</u>に総務事務センター(以下「センター」という。)を設置する。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 センターは、次の者をもって組織する。</p> <p>(1) <u>総務部新行政推進局行政システム改革課長補佐</u>の職にある者</p> <p>(2) <u>総務部新行政推進局行政システム改革課システム改革係</u>に属する職員及び同課に兼務を命ぜられた職員のうちから知事が指名する者</p> <p>(センター長)</p> <p>第4条 センターにセンター長を置き、<u>総務部新行政推進局行政システム改革課長補佐</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>2 省略</p>

(愛媛県南予地域活性化特別対策本部規程の一部改正)

第14条 愛媛県南予地域活性化特別対策本部規程(平成18年愛媛県訓令第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(組織)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 副本部長は、<u>企画振興部長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>4 省略</p> <p>(幹事会)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 幹事長は、<u>企画振興部地域振興局長</u>の職にある者に知事が命ずる。</p> <p>4 副幹事長は、<u>企画振興部地域振興局地域政策課長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>5～9 省略</p> <p>(事務局)</p> <p>第8条 対策本部の事務を処理するため、<u>企画振興部地域振興局地域政策課</u>に事務局を置く。</p> <p>2 事務局に事務局長を置き、<u>企画振興部地域振興局地域政策課長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>別表2(第6条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 省略</p> <p>2 <u>総務部管理局市町振興課長</u></p> <p>3 <u>企画振興部管理局総合政策課長</u></p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p> </div>	<p>(組織)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 副本部長は、<u>企画情報部長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>4 省略</p> <p>(幹事会)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 幹事長は、<u>企画情報部管理局長</u>の職にある者に知事が命ずる。</p> <p>4 副幹事長は、<u>企画情報部管理局企画調整課長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>5～9 省略</p> <p>(事務局)</p> <p>第8条 対策本部の事務を処理するため、<u>企画情報部管理局企画調整課</u>に事務局を置く。</p> <p>2 事務局に事務局長を置き、<u>企画情報部管理局企画調整課長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>別表2(第6条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 省略</p> <p>2 <u>総務部新行政推進局市町振興課長</u></p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> </div>

(愛媛県県有財産管理班規程の一部改正)

第15条 愛媛県県有財産管理班規程(平成21年愛媛県訓令第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1・2 省略</p> <p>3 <u>企画振興部管理局総合政策課長</u></p> <p>4～11 省略</p> </div>	<p>別表(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1・2 省略</p> <p>3 <u>企画情報部管理局企画調整課長</u></p> <p>4～11 省略</p> </div>

(愛媛県広報広聴推進班規程の一部改正)

第16条 愛媛県広報広聴推進班規程(平成22年愛媛県訓令第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(班長)</p> <p>第4条 班に班長を置き、<u>企画振興部管理局長</u>の職にある班員をもって充てる。</p>	<p>(班長)</p> <p>第4条 班に班長を置き、<u>企画情報部秘書広報局長</u>の職にある班員をもって充てる。</p>

2 省略

(庶務)

第5条 班の庶務は、企画振興部管理局広報広聴課において処理する。

別表(第3条関係)

- 1 企画振興部管理局長
- 2 省略
- 3 企画振興部管理局総合政策課長
- 4 企画振興部管理局広報広聴課長
- 5 ~ 15 省略

2 省略

(庶務)

第5条 班の庶務は、企画情報部秘書広報局広報広聴課において処理する。

別表(第3条関係)

- 1 企画情報部秘書広報局長
- 2 省略
- 3 企画情報部管理局企画調整課長
- 4 企画情報部秘書広報局広報広聴課長
- 5 ~ 15 省略

(愛媛県E V開発推進班規程の一部改正)

第17条 愛媛県E V開発推進班規程(平成22年愛媛県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 1 ~ 4 省略 5 <u>企画振興部地域振興局交通対策課長補佐</u> 6 ~ 16 省略 </div>	<p>別表(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 1 ~ 4 省略 5 <u>企画情報部管理局交通対策課長補佐</u> 6 ~ 16 省略 </div>

(愛媛県行政改革・地方分権戦略本部規程の一部改正)

第18条 愛媛県行政改革・地方分権戦略本部規程(平成23年愛媛県訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(事務局)</p> <p>第7条 戦略本部の事務を処理するため、<u>総務部行財政改革局行革分権課</u>に事務局を置く。</p> <p>2 事務局に事務局長を置き、<u>総務部行財政改革局行革分権課長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>別表1(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 1 ~ 4 省略 5 <u>企画振興部長</u> 6 ~ 20 省略 </div> <p>別表2(第6条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 1 省略 2 <u>総務部行財政改革局長</u> 3 <u>企画振興部管理局長</u> 4 ~ 15 省略 16 <u>教育委員会事務局管理部長</u> 17・18 省略 </div>	<p>(事務局)</p> <p>第7条 戦略本部の事務を処理するため、<u>総務部新行政推進局行政システム改革課</u>に事務局を置く。</p> <p>2 事務局に事務局長を置き、<u>総務部新行政推進局行政システム改革課長</u>の職にある者をもって充てる。</p> <p>別表1(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 1 ~ 4 省略 5 <u>企画情報部長</u> 6 ~ 20 省略 </div> <p>別表2(第6条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 1 省略 2 <u>総務部新行政推進局長</u> 3 <u>企画情報部管理局長</u> 4 ~ 15 省略 16 <u>教育委員会事務局管理部教育総務課長</u> 17・18 省略 </div>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第7号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関
労 働 委 員 会 事 務 局

愛媛県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令

愛媛県職員被服等貸与規程（昭和54年愛媛県訓令第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後							改 正 前																																																																																																																								
<p>(返納)</p> <p>第6条 貸与職員は、貸与品の貸与期間が満了した場合、<u>退職した場合、</u>当該貸与品の貸与を受けない職務に配置換えとなった場合その他の貸与の事由が消滅した場合は、速やかに当該貸与品を返納しなければならない。</p> <p>(臨時貸与)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定にかかわらず、所属長は、非常災害その他の特別な事由により必要があると認める場合は、職員に対し、その業務遂行上必要と認める被服等を、<u>知事が定めるところにより期間を指定して臨時に貸与することができる。</u></p> <p>2 所属長は、前項の規定にかかわらず、業務の状況又は被服等の損耗の程度により、同項の規定により指定した貸与期間を延長することができる。</p> <p>3 第2条第2項、第3条、第4条、第5条第1項から第4項まで及び前条の規定は、第1項の貸与について準用する。</p> <p>第8条 省略</p> <p>別表第2（第2条、第5条関係）</p> <p>作業服等の貸与基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸与対象者</th> <th>品目</th> <th>数量</th> <th>着用期間</th> <th>貸与期間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">1 作業員の業務に従事する職員</td> <td>(1)~(9) 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(10) 農林水産研究所林業研究センターに勤務するもの</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>チェーンソー用防護手袋</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(11) 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2~7 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">8 消防学校に勤務する職員のうち、教務に従事するもの</td> <td>作業服</td> <td>2</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9~27 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>28 地方局産業振興課産地育成室又は支局産地育成室に勤務する職員のうち、ほ場管理業務に従事するもの</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>29~36 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							貸与対象者	品目	数量	着用期間	貸与期間	備考	1 作業員の業務に従事する職員	(1)~(9) 省略					(10) 農林水産研究所林業研究センターに勤務するもの	省略				チェーンソー用防護手袋	省略			(11) 省略				2~7 省略					8 消防学校に勤務する職員のうち、教務に従事するもの	作業服	2	省略			省略					9~27 省略					28 地方局産業振興課産地育成室又は支局産地育成室に勤務する職員のうち、ほ場管理業務に従事するもの	省略					29~36 省略					<p>(返納)</p> <p>第6条 貸与職員は、貸与品の貸与期間が満了した場合、又は退職し、若しくは当該貸与品の貸与を受けない職務に配置換えとなった場合_____は、速やかに当該貸与品を返納しなければならない。</p> <p>第7条 省略</p> <p>別表第2（第2条、第5条関係）</p> <p>作業服等の貸与基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸与対象者</th> <th>品目</th> <th>数量</th> <th>着用期間</th> <th>貸与期間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">1 作業員の業務に従事する職員</td> <td>(1)~(9) 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(10) 農林水産研究所林業研究センターに勤務するもの</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>チェーンソー用防護手袋</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(11) 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2~7 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">8 消防学校に勤務する職員のうち、教務に従事するもの</td> <td>作業服</td> <td>1</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9~27 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>28 地方局産業振興課地域農業室又は支局地域農業室に勤務する職員のうち、ほ場管理業務に従事するもの</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>29~36 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							貸与対象者	品目	数量	着用期間	貸与期間	備考	1 作業員の業務に従事する職員	(1)~(9) 省略					(10) 農林水産研究所林業研究センターに勤務するもの	省略				チェーンソー用防護手袋	省略			(11) 省略				2~7 省略					8 消防学校に勤務する職員のうち、教務に従事するもの	作業服	1	省略			省略					9~27 省略					28 地方局産業振興課地域農業室又は支局地域農業室に勤務する職員のうち、ほ場管理業務に従事するもの	省略					29~36 省略				
貸与対象者	品目	数量	着用期間	貸与期間	備考																																																																																																																										
1 作業員の業務に従事する職員	(1)~(9) 省略																																																																																																																														
	(10) 農林水産研究所林業研究センターに勤務するもの	省略																																																																																																																													
		チェーンソー用防護手袋	省略																																																																																																																												
		(11) 省略																																																																																																																													
2~7 省略																																																																																																																															
8 消防学校に勤務する職員のうち、教務に従事するもの	作業服	2	省略																																																																																																																												
	省略																																																																																																																														
9~27 省略																																																																																																																															
28 地方局産業振興課産地育成室又は支局産地育成室に勤務する職員のうち、ほ場管理業務に従事するもの	省略																																																																																																																														
29~36 省略																																																																																																																															
貸与対象者	品目	数量	着用期間	貸与期間	備考																																																																																																																										
1 作業員の業務に従事する職員	(1)~(9) 省略																																																																																																																														
	(10) 農林水産研究所林業研究センターに勤務するもの	省略																																																																																																																													
		チェーンソー用防護手袋	省略																																																																																																																												
		(11) 省略																																																																																																																													
2~7 省略																																																																																																																															
8 消防学校に勤務する職員のうち、教務に従事するもの	作業服	1	省略																																																																																																																												
	省略																																																																																																																														
9~27 省略																																																																																																																															
28 地方局産業振興課地域農業室又は支局地域農業室に勤務する職員のうち、ほ場管理業務に従事するもの	省略																																																																																																																														
29~36 省略																																																																																																																															

37 林業政策課若しくは森林整備課、地方局森林林業課、支局森林林業課若しくは久万高原森林林業課又は農林水産研究所林業研究センターに勤務する職員のうち、林業又は森林に関する現地調査、指導、工事監督又は工事検査の業務に従事するもの	省略				
	省略				
	チェーンソー用防振手袋	省略			
38 農林水産研究所林業研究センターに勤務する職員のうち、試験研究業務、実習指導業務又は試験林若しくはほ場の管理の業務に従事するもの	省略				
	省略				
	チェーンソー用防振手袋	省略			
39 農林水産研究所林業研究センターに勤務する職員のうち、樹木管理業務に従事するもの	省略				
	省略				
	チェーンソー用防振手袋	省略			
40～46 省略					
47 地方局建設部又は土木事務所に勤務する職員のうち、道路維持の現場作業に従事するもの	省略				
	省略				
	安全眼鏡	省略			
	防振手袋	1	草刈期	3年	

37 林業政策課若しくは森林整備課、地方局森林林業課、支局森林林業課若しくは久万高原森林林業課又は農林水産研究所林業研究センターに勤務する職員のうち、林業又は森林に関する現地調査、指導、工事監督又は工事検査の業務に従事するもの	省略				
	省略				
	チェーンソー用防護手袋	省略			
38 農林水産研究所林業研究センターに勤務する職員のうち、試験研究業務、実習指導業務又は試験林若しくはほ場の管理の業務に従事するもの	省略				
	省略				
	チェーンソー用防護手袋	省略			
39 農林水産研究所林業研究センターに勤務する職員のうち、樹木管理業務に従事するもの	省略				
	省略				
	チェーンソー用防護手袋	省略			
40～46 省略					
47 地方局建設部又は土木事務所に勤務する職員のうち、道路維持の現場作業に従事するもの	省略				
	省略				
	安全眼鏡	省略			

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第 8 号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

愛媛県政策推進班規程を次のように定める。

平成23年 4 月 1 日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県政策推進班規程

(設 置)

第 1 条 愛媛県行政組織条例（平成 7 年愛媛県条例第17号）に定める部（以下「部」という。）における政策立案機能及び政策調整機能並びに予算編成機能の強化を図り、もって本県の政策を効果的に推進するため、部に政策推進班（以下「班」という。）を設置する。

(任 務)

第 2 条 班は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 部内の政策立案に関すること。
- (2) 部内の政策調整に関すること。
- (3) 部の予算要求方針の作成に関すること。
- (4) 部の予算案の調整に関すること。

- (5) 部の予算要求に関すること。
- (6) 部の予算執行の管理に関すること。
- (7) 部の重要事案の調整に関すること。
- (8) 政策の推進に当たっての他部との調整に関すること。

2 前項に定めるもののほか、企画振興部に設置する班にあっては、県政全般にわたる重要な政策の総合企画及び総合調整に関する事項を処理する。

(組織)

第3条 班は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(職制)

第4条 班に班長を置き、管理局長の職にある班員に知事が命ずる。

2 班に副班長を置き、幹事課(愛媛県行政組織規則(昭和55年愛媛県規則第15号)第6条第1項に規定する幹事課(会計課を除く。))をいう。以下同じ。)の課長の職にある班員に知事が命ずる。

(職務)

第5条 班長は、上司の命を受け、班員を指揮監督し、班の事務を統轄する。

2 副班長は、班長を補佐する。

(庶務)

第6条 班の庶務は、幹事課において処理する。

(雑則)

第7条 この訓令に定めるもののほか、班に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 愛媛県政策・予算班規程(平成7年愛媛県訓令第8号)は、廃止する。

別表(第3条関係)

- | |
|----------------------------|
| 1 管理局長 |
| 2 課長 |
| 3 室長 |
| 4 主幹 |
| 5 担当係長(政策推進グループに属するものに限る。) |

○愛媛県訓令第9号

県民環境部
農林水産部

愛媛県鳥獣害防止対策班規程を次のように定める。

平成23年4月1日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県鳥獣害防止対策班規程

(設置)

第1条 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止対策を推進するため、農林水産部に鳥獣害防止対策班(以下「班」という。)を設置する。

(任務)

第2条 班は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止対策の総合企画、総合調整及び推進に関すること。
- (2) その他鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止対策の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 班は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(職制)

第4条 班に班長を置き、農林水産部農業振興局長の職にある班員をもって充てる。

2 班に副班長を置き、農林水産部農業振興局農産園芸課担い手・農地保全対策室長の職にある班員をもって充てる。

(職務)

第5条 班長は、上司の命を受け、班員を指揮監督し、班の事務を統轄する。

2 副班長は、班長を補佐する。

(庶務)

第6条 班の庶務は、農林水産部農業振興局農産園芸課担い手・農地保全対策室において処理する。

(雑則)

第7条 この訓令に定めるもののほか、班に関し必要な事項は、班長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表(第3条関係)

1	農林水産部農業振興局長
2	農林水産部農業振興局農産園芸課担い手・農地保全対策室長
3	県民環境部環境局自然保護課長補佐
4	農林水産部管理局農政課主幹
5	農林水産部管理局農業経済課長補佐
6	農林水産部農業振興局農地整備課技術課長補佐(農林水産部長が指定するものに限る。)
7	農林水産部農業振興局農産園芸課技術課長補佐(農林水産部長が指定するものに限る。)
8	農林水産部農業振興局農産園芸課担い手・農地保全対策室技術室長補佐
9	農林水産部農業振興局畜産課技術課長補佐
10	農林水産部森林局森林整備課技術課長補佐
11	農林水産部水産局水産課技術課長補佐

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第2号

愛媛県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する等の規則を次のように定める。

平成23年4月1日

愛媛県教育委員会

委員長 松 岡 義 勝

愛媛県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する等の規則

(愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第1条 愛媛県教育委員会事務局組織規則(平成元年愛媛県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
(組織)			(組織)		
第2条 事務局に次の表の左欄に掲げる部を置き、これらの部にそれぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課にそれぞれ同表の右欄に掲げる係を置く。			第2条 事務局に次の表の左欄に掲げる部を置き、これらの部にそれぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課にそれぞれ同表の右欄に掲げる係を置く。		
部	課	係	部	課	係
管理部	教育総務課	総務係 _____ 企画調整係 法令指導係	管理部	教育総務課	総務係 <u>予算係</u> 企画調整係 法令指導係
	生涯学習課	省略		生涯学習課	省略
	文化財保護課	文化財保護係 文化財普及係 埋蔵文化財係			
	保健体育課	保健給食係 学校体育係 競技力向上係			
指導部	省略		指導部	省略	
				文化振興課	文化施設係 文化企画係 文化事業係

文化スポーツ部	文化財保護課	文化財保護係 文化財普及係 埋蔵文化財係
	保健スポーツ課	保健給食係 学校体育係 県民スポーツ係

2 省略

3 省略

4 省略

(各課及び室の所掌事務)

第3条 各課及び室の所掌事務は、次のとおりとする。

教育総務課(第16号から第21号まで及び第25号の事務)は、教職員厚生室の所掌とする。)

(1)~(17) 省略

(18) 省略

(19) 省略

(20) 省略

(21) 省略

(22) 省略

(23) 省略

(24) 省略

(25) 省略

(26) 省略

(27) 省略

生涯学習課

(1)~(17) 省略

文化財保護課

(1) 文化財の保存に関する事。

(2) 文化財の普及啓発及び活用に関する事。

(3) 文化財保護審議会に関する事。

(4) 銃砲刀剣類の審査登録に関する事。

(5) 埋蔵文化財の発掘調査に関する事。

(6) 著作権に関する事。

(7) 国語の普及に関する事。

(8) 美術館に関する事。

保健体育課

(1) 学校保健に関する事。

(2) 学校安全に関する事。

(3) 学校給食に関する事。

(4) 学校体育に関する事。

(5) 競技スポーツに関する事。

(6) ジュニアスポーツに関する事。

(7) 地教法第27条の2の規定による求めに対する助言及び援助に関する事(第1号から第4号までの事務に関する事に限る。)

(8) 保健体育関係団体に関する事。

省略

2 省略

3 保健スポーツ課に国民体育大会準備室を置き、同室に総務・企画係、施設整備係、競技運営係及び競技力向上係を置く。

4 省略

5 省略

(各課及び室の所掌事務)

第3条 各課及び室の所掌事務は、次のとおりとする。

教育総務課(第16号から第22号まで及び第26号の事務)は、教職員厚生室の所掌とする。)

(1)~(17) 省略

(18) 愛媛県教職員健康審査委員会に関する事。

(19) 省略

(20) 省略

(21) 省略

(22) 省略

(23) 省略

(24) 省略

(25) 省略

(26) 省略

(27) 省略

(28) 省略

生涯学習課

(1)~(17) 省略

省略

文化振興課

(1) 文化振興の企画調整に関する事。

(2) 芸術、文化の普及振興に関する事。

(3) 県民総合文化祭に関する事。

- (4) 文化団体の支援育成に関すること。
- (5) 文化事業の推進及び後援に関すること。
- (6) 市町が行う文化施策の支援に関すること。
- (7) 著作権に関すること。
- (8) 国語の普及に関すること。
- (9) 美術館、県民文化会館、生活文化センター及び萬翠荘に関すること。

文化財保護課

- (1) 文化財の保存に関すること。
- (2) 文化財の普及啓発及び活用に関すること。
- (3) 文化財保護審議会に関すること。
- (4) 銃砲刀剣類の審査登録に関すること。
- (5) 埋蔵文化財の発掘調査に関すること。

保健スポーツ課（第3号の事務並びに第5号及び第6号の事務のうち競技力向上対策に関する事務にあっては、国民体育大会準備室の所掌とする。）

- (1) スポーツ立県の推進に関すること。
- (2) 武道館に関すること。
- (3) 国民体育大会の開催準備に関すること。
- (4) 生涯スポーツ（レクリエーションを含む。）に関すること。
- (5) 競技スポーツに関すること。
- (6) ジュニアスポーツに関すること。
- (7) スポーツ施設に関すること。
- (8) 学校体育に関すること。
- (9) 学校保健に関すること。
- (10) 学校安全に関すること。
- (11) 学校給食に関すること。
- (12) 愛媛県スポーツ振興審議会に関すること。
- (13) 体育指導委員に関すること。
- (14) 地教法第27条の2の規定による求めに対する助言及び援助に関すること（第8号から第11号までの事務に関することに限る。）。
- (15) 保健スポーツ関係団体に関すること。

（職）

第7条 法律に特別の定めがあるものを除き、事務局に置かれる職員の職は、次のとおりとする。

- (1)・(2) 省略
- (3) 事務局付
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略
- (11) 省略
- (12) 省略
- (13) 省略
- (14) 省略
- (15) 省略
- (16) 省略

（職）

第7条 法律に特別の定めがあるものを除き、事務局に置かれる職員の職は、次のとおりとする。

- (1)・(2) 省略
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 主幹
- (11) 室付
- (12) 省略
- (13) 省略
- (14) 省略
- (15) 省略
- (16) 省略
- (17) 省略

- (18) 省略
- (19) 省略
- (20) 省略
- (21) 省略
- (22) 省略
- (23) 省略
- (24) 省略
- (25) 省略
- (26) 省略
- (27) 省略

2 前項第1号から第23号までの職は事務局職員、同項第24号から第27号までの職はその他の職員をもって充てる。

(事務局に置く職員)

第7条の2 事務局に副教育長 _____ を置く。

2・3 省略

(必要に応じて置く職員)

第10条 必要な課及び室に参事、副参事、主幹、管理主事、指導主事、社会教育主事、教育専門員、専門員、専門学芸員、科長、主任、教育主任及び主任学芸員を置く。

2～4 省略

5 主幹は、上司の命を受け、グループの事務を掌理し、当該グループに属する職員を指揮監督する。

6 室付は、上司の特命に係る事務を処理する。

- 7 省略
- 8 省略
- 9 省略
- 10 省略
- 11 省略
- 12 省略
- 13 省略
- 14 省略
- 15 省略
- 16 省略
- 17 省略

- (17) 省略
- (18) 省略
- (19) 省略
- (20) 省略
- (21) 省略
- (22) 省略
- (23) 省略
- (24) 省略
- (25) 省略
- (26) 省略

2 前項第1号から第22号までの職は事務局職員、同項第23号から第26号までの職はその他の職員をもって充てる。

(事務局に置く職員)

第7条の2 事務局に副教育長及び事務局付を置く。

2・3 省略

4 事務局付は、上司の特命に係る事務を処理する。

(必要に応じて置く職員)

第10条 必要な課及び室に参事、副参事 _____、管理主事、指導主事、社会教育主事、教育専門員、専門員、専門学芸員、科長、主任、教育主任及び主任学芸員を置く。

2～4 省略

- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略
- 8 省略
- 9 省略
- 10 省略
- 11 省略
- 12 省略
- 13 省略
- 14 省略
- 15 省略

(愛媛県総合教育センター管理規則の一部改正)

第2条 愛媛県総合教育センター管理規則(昭和41年愛媛県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職員の職)</p> <p>第5条 職員の職は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) 省略</p> <p>(10) <u>担当係長</u></p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> <p>(13) 省略</p> <p>(14) 省略</p> <p>(15) 省略</p> <p>(16) 省略</p> <p>2 前項第1号から第14号までの職は事務職員又は技術職員を、第15号及び第16号の職はその他の職員をもって充てる。</p>	<p>(職員の職)</p> <p>第5条 職員の職は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> <p>(13) 省略</p> <p>(14) 省略</p> <p>(15) 省略</p> <p>2 前項第1号から第13号までの職は事務職員又は技術職員を、第14号及び第15号の職はその他の職員をもって充てる。</p>

(愛媛県立図書館管理規則の一部改正)

第3条 愛媛県立図書館管理規則(昭和50年愛媛県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の職)</p> <p>第4条 図書館に置かれる職員の職は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(8) <u>担当係長</u></p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> <p>(13) 省略</p> <p>(14) 省略</p> <p>(15) 省略</p>	<p>(職員の職)</p> <p>第4条 図書館に置かれる職員の職は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> <p>(13) 省略</p> <p>(14) 省略</p>

(愛媛県教職員健康審査委員会規則及び愛媛県スポーツ振興審議会規則の廃止)

第4条 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 愛媛県教職員健康審査委員会規則(昭和33年愛媛県教育委員会規則第5号)
- (2) 愛媛県スポーツ振興審議会規則(昭和37年愛媛県教育委員会規則第7号)

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、次の表の左欄に掲げる職を命ぜられ、又は課に勤務を命ぜられている者は、別に辞令を発せられない限り、それぞれ当該右欄に掲げる職を命ぜられ、又は課に勤務を命ぜられたものとする。

文化スポーツ部文化財保護課埋蔵文化財係長	管理部文化財保護課埋蔵文化財係長
文化スポーツ部文化財保護課	管理部文化財保護課
文化スポーツ部保健スポーツ課保健給食係長	管理部保健体育課保健給食係長
文化スポーツ部保健スポーツ課学校体育係担当係長	管理部保健体育課学校体育係担当係長
文化スポーツ部保健スポーツ課	管理部保健体育課

○愛媛県教育委員会規則第3号

愛媛県立学校教職員設置規則及び愛媛県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年 4 月 1 日

愛媛県教育委員会

委員長 松岡 義勝

愛媛県立学校教職員設置規則及び愛媛県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則

(愛媛県立学校教職員設置規則の一部改正)

第1条 愛媛県立学校教職員設置規則(昭和31年愛媛県教育委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表(第1条の2関係)</p> <p>1～6 省略</p>	<p>別表(第1条の2関係)</p> <p>1～6 省略</p> <p>7 <u>今治特別支援学校新居浜分校</u></p>

(愛媛県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部改正)

第2条 愛媛県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則(昭和39年愛媛県教育委員会規則第7号)の一部を次のよう

に改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
別表第4（第4条関係）						別表第4（第4条関係）					
学校名	学校が行う教育の対象者	部	修業年限	学科	生徒定員	学校名	学校が行う教育の対象者	部	修業年限	学科	生徒定員
省略						省略					
宇和特別支援学校	知的障害者	小学部	6年			新居浜分校	知的障害者	小学部	6年		
		中学部	3年					中学部	3年		
		高等部	本科	3年	普通科			48	高等部	本科	3年
宇和特別支援学校	省略					宇和特別支援学校	省略				
備考	省略					備考	省略				

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第2号

愛媛県情報公開条例第34条第1項の規定による教育委員会が定める法人の指定（平成13年12月愛媛県教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成23年4月1日

愛媛県教育委員会

委員長 松岡 義勝

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
—	省略	(1)	<u>財団法人愛媛県文化振興財団（昭和55年12月26日に財団法人愛媛県文化振興財団という名称で設立された法人をいう。）</u>
		(2)	省略
		(3)	<u>財団法人愛媛県スポーツ振興事業団（昭和49年12月25日に財団法人愛媛県スポーツ振興事業団という名称で設立された法人をいう。）</u>

○愛媛県教育委員会告示第3号

愛媛県個人情報保護条例第5条の規定による教育委員会が定める法人の指定（平成13年12月愛媛県教育委員会告示第5号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成23年4月1日

愛媛県教育委員会
委員長 松岡義勝

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
— 省略	(1) <u>財団法人愛媛県文化振興財団（昭和55年12月26日に財団法人愛媛県文化振興財団という名称で設立された法人をいう。）</u> (2) 省略 (3) <u>財団法人愛媛県スポーツ振興事業団（昭和49年12月25日に財団法人愛媛県スポーツ振興事業団という名称で設立された法人をいう。）</u>

教育委員会訓令

○愛媛県教育委員会訓令第2号

愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年4月1日

愛媛県教育委員会
委員長 松岡義勝

愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程等の一部を改正する訓令

（愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程の一部改正）

第1条 愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程（昭和32年愛媛県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（課及び係） 第1条 省略 2 各課の分掌事務を次のとおりとする。 総務課 (1)～(9) 省略 (10) 省略 (11) 省略 省略 社会教育課 (1)～(4) 省略 (5) 省略 (6) 省略 (7) 省略 3 省略 （職員） 第3条 省略 2 前項に規定する職員は、それぞれ愛媛県教育委員会事務局組織規則（平成元年愛媛県教育委員会規則第5号）第10条第4項、第7項から第11項まで、第13項、第15項及び第16項に規定する職務に従事する。	（課及び係） 第1条 省略 2 各課の分掌事務を次のとおりとする。 総務課 (1)～(9) 省略 (10) <u>芸術、文化の普及振興に関すること。</u> (11) <u>市町が行う文化施策の支援に関すること。</u> (12) <u>文化活動の支援に関すること。</u> (13) 省略 (14) 省略 省略 社会教育課 (1)～(4) 省略 (5) <u>社会体育に関すること。</u> (6) 省略 (7) 省略 (8) 省略 3 省略 （職員） 第3条 省略 2 前項に規定する職員は、それぞれ愛媛県教育委員会事務局組織規則（平成元年愛媛県教育委員会規則第5号）第10条第4項、第5項から第9項まで、第11項、第13項及び第14項に規定する職務に従事する。

第4条 前2条に定めるもののほか、課に主任主事、主事その他の必要な職を置く。
 2 主任主事、主事その他の職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

第4条 前2条に定めるもののほか、課に_____主事その他の必要な職を置く。
 2 _____主事その他の職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

(愛媛県立図書館処務規程の一部改正)

第2条 愛媛県立図書館処務規程(昭和33年愛媛県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職務) 第2条 省略 2~4 省略 5 教育専門員、専門員、係長、 <u>担当係長</u> 、主任及び教育主任は、それぞれ組織規則第10条第10項及び第11項、第9条第6項並びに第10条第13項、 <u>第15項</u> 及び第16項に規定する職務に従事する。 6~8 省略	(職務) 第2条 省略 2~4 省略 5 教育専門員、専門員、係長_____、主任及び教育主任は、それぞれ組織規則第10条第8項及び第9項、第9条第6項並びに第10条第13項_____及び第14項に規定する職務に従事する。 6~8 省略

(愛媛県総合教育センター処務規程の一部改正)

第3条 愛媛県総合教育センター処務規程(昭和41年愛媛県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職務) 第2条 省略 2~5 省略 6 専門員は、組織規則第10条第11項に規定する職務に従事する。 7 省略 8 係長、 <u>担当係長</u> 及び主任は、それぞれ組織規則第9条第6項並びに第10条第13項 <u>及び</u> 第15項に規定する職務に従事する。 9~12 省略	(職務) 第2条 省略 2~5 省略 6 専門員は、組織規則第10条第9項に規定する職務に従事する。 7 省略 8 係長_____及び主任は、それぞれ組織規則第9条第6項 <u>及び</u> 第10条第13項_____に規定する職務に従事する。 9~12 省略

(愛媛県総合科学博物館処務規程の一部改正)

第4条 愛媛県総合科学博物館処務規程(平成12年愛媛県教育委員会訓令第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職務) 第3条 省略 2 課長、副参事、教育専門員及び専門員は、それぞれ愛媛県教育委員会事務局組織規則(平成元年愛媛県教育委員会規則第5号。以下「組織規則」という。)第9条第2項並びに第10条第4項、 <u>第10項</u> 及び <u>第11項</u> に規定する職務に従事する。 3 省略 4 <u>担当係長</u> は、組織規則第10条第13項に規定する職務に従事する。 5 省略 6 教育主任は、組織規則第10条第16項に規定する職務に従事する。 7・8 省略	(職務) 第3条 省略 2 課長、副参事、教育専門員及び専門員は、それぞれ愛媛県教育委員会事務局組織規則(平成元年愛媛県教育委員会規則第5号。以下「組織規則」という。)第9条第2項並びに第10条第4項、 <u>第8項</u> 及び <u>第9項</u> に規定する職務に従事する。 3 省略 4 <u>担当係長</u> は、組織規則第10条第11項に規定する職務に従事する。 5 省略 6 教育主任は、組織規則第10条第14項に規定する職務に従事する。 7・8 省略

(愛媛県歴史文化博物館処務規程の一部改正)

第5条 愛媛県歴史文化博物館処務規程(平成12年愛媛県教育委員会訓令第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職務)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 課長、副参事及び専門員は、それぞれ愛媛県教育委員会事務局組織規則(平成元年愛媛県教育委員会規則第5号。以下「組織規則」という。)第9条第2項並びに第10条第4項及び第11項に規定する職務に従事する。</p> <p>3 省略</p> <p>4 担当係長は、組織規則第10条第13項に規定する職務に従事する。</p> <p>5～7 省略</p>	<p>(職務)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 課長、副参事及び専門員は、それぞれ愛媛県教育委員会事務局組織規則(平成元年愛媛県教育委員会規則第5号。以下「組織規則」という。)第9条第2項並びに第10条第4項及び第9項に規定する職務に従事する。</p> <p>3 省略</p> <p>4 担当係長は、組織規則第10条第11項に規定する職務に従事する。</p> <p>5～7 省略</p>

(愛媛県美術館処務規程の一部改正)

第6条 愛媛県美術館処務規程(平成12年愛媛県教育委員会訓令第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職務)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 課長、副参事、教育専門員及び専門員は、それぞれ組織規則第9条第2項並びに第10条第4項、<u>第10項</u>及び<u>第11項</u>に規定する職務に従事する。</p> <p>4 省略</p> <p>5 係長、主任及び教育主任は、それぞれ組織規則第9条第6項並びに第10条第15項及び第16項に規定する職務に従事する。</p> <p>6 省略</p> <p><u>7</u> 主任主事は、上司の命を受け、事務に従事する。</p> <p><u>8</u> 省略</p> <p><u>9</u> 省略</p>	<p>(職務)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 課長、副参事、教育専門員及び専門員は、それぞれ組織規則第9条第2項並びに第10条第4項、<u>第8項</u>及び<u>第9項</u>に規定する職務に従事する。</p> <p>4 省略</p> <p>5 係長、主任及び教育主任は、それぞれ組織規則第9条第6項並びに第10条第13項及び第14項に規定する職務に従事する。</p> <p>6 省略</p> <p><u>7</u> 省略</p> <p><u>8</u> 省略</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則6-186

職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年4月1日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則

職員の採用及び昇任に関する規則(愛媛県人事委員会規則6-5)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第1(第4条関係) 行政職群級別職務区分表			別表第1(第4条関係) 行政職群級別職務区分表		
職務の級 区分	部局	職務の級区分欄の級に含まれる職	職務の級 区分	部局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略	管理者の事務部局	省略	省略	管理者の事務部局	省略
3級		省略 担当係長	3級		省略 担当係長

		事業所の室長補佐 省略
省略		省略
5 級		省略 本局室長補佐 省略
省略		省略
9 級		省略

備考 省略

別表第4（第4条関係）

医療職群(→)級別職務区分表

職務の級 区分	部局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
2 級	知事の事務部局	保健所の係長 保健所の担当係長 省略
	省略	
省略		

別表第5（第4条関係）

医療職群(□)級別職務区分表

職務の級 区分	部局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略	管理者の事務部局	省略
4 級		係長 担当係長 省略
省略		省略

備考 省略

別表第6（第4条関係）

医療職群(□)級別職務区分表

職務の級 区分	部局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略	管理者の事務部局	省略
4 級		看護長 担当係長 省略
省略		省略

備考 省略

別表第10（第22条関係）

省略

別紙

省略

備考 1・2 省略

3 基準対応年数の欄には、別表第13及び別表第14の規定並びにその他の規程により定められた昇任選考基準における現職の属する職務の級又は現階級の必要在級年数等に対応する年数を「8級2年」、「警部3年」等と記入すること。

省略		省略
5 級		省略 室長補佐 省略
省略		省略
9 級		省略 中央病院経営統括監

備考 省略

別表第4（第4条関係）

医療職群(→)級別職務区分表

職務の級 区分	部局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
2 級	知事の事務部局	保健所の係長 _____
	省略	省略
省略		

別表第5（第4条関係）

医療職群(□)級別職務区分表

職務の級 区分	部局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略	管理者の事務部局	省略
4 級		係長 _____
省略		省略

備考 省略

別表第6（第4条関係）

医療職群(□)級別職務区分表

職務の級 区分	部局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略	管理者の事務部局	省略
4 級		看護長 _____
省略		省略

備考 省略

別表第10（第22条関係）

省略

別紙

省略

備考 1・2 省略

3 基準対応年数の欄には、別表第14及び別表第15の規定並びにその他の規程により定められた昇任選考基準における現職の属する職務の級又は現階級の必要在級年数等に対応する年数を「8級2年」、「警部3年」等と記入すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7 - 1113

職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年4月1日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 1）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（用地交渉等業務に従事する職員の特殊勤務手当）</p> <p>第32条 条例第53条の人事委員会が定める地方局等</p> <p>は、本庁農林水産部農業振興局農地整備課、本庁土木部管理局用地課、地方局産業経済部土地改良主務課及び<u>治山主務課並びに</u>地方局建設部（土木事務所を含む。）とする。</p> <p>2・3 省略</p>	<p>（用地交渉等業務に従事する職員の特殊勤務手当）</p> <p>第32条 条例第53条に定める「人事委員会が定める地方局等」と</p> <p>は、本庁農林水産部農業振興局農地整備課、本庁土木部管理局用地課、地方局産業経済部土地改良主務課及び _____ 地方局建設部（土木事務所を含む。）をいう。</p> <p>2・3 省略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7 - 1114

職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年4月1日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則等の一部を改正する規則

（職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部改正）

第1条 職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 1）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（県警察に勤務する職員の特殊勤務手当）</p> <p>第12条の2 条例第19条第1項本文の人事委員会が定める者は、<u>警察本部刑事部捜査第一課統括検視官</u>（以下「<u>統括検視官</u>」という。）とする。</p> <p>第14条 省略</p> <p>2～12 省略</p> <p>13 条例第20条第1項第15号に定める手当の額は、作業1回につき次の区分による額とする。</p> <p>(1) <u>統括検視官</u>が行う検視又は解剖立会の作業は、3,200円</p> <p>(2) 省略</p> <p>14～24 省略</p> <p>（潜水手当）</p> <p>第31条 省略</p> <p>2 前項の作業に従事した時間の計算については、<u>第14条第12項</u>の規定を準用する。</p> <p>（災害応急作業等手当）</p> <p>第34条の3 省略</p> <p>2～9 省略</p>	<p>（県警察に勤務する職員の特殊勤務手当）</p> <p>第12条の2 条例第19条第1項本文の人事委員会が定める者は、<u>警察本部刑事部捜査第一課検視管理官</u>（以下「<u>検視管理官</u>」という。）とする。</p> <p>第14条 省略</p> <p>2～12 省略</p> <p>13 条例第20条第1項第15号に定める手当の額は、作業1回につき次の区分による額とする。</p> <p>(1) <u>検視管理官</u>が行う検視又は解剖立会の作業は、3,200円</p> <p>(2) 省略</p> <p>14～24 省略</p> <p>（潜水手当）</p> <p>第31条 省略</p> <p>2 前項の作業に従事した時間の計算については、<u>第14条第14項</u>の規定を準用する。</p> <p>（災害応急作業等手当）</p> <p>第34条の3 省略</p> <p>2～9 省略</p>

10 条例第62条第2項の人事委員会が著しく危険であると認める区域は、第14条第23項に規定する区域とする。

11 省略

(支給期日及び支給方法)

第36条 条例第2条各号に掲げる特殊勤務手当 _____ は、一の月の分を次の月の給料の支給定日に支給する。

第37条 削除

様式第6号の3(その2)(第39条関係) 死体取扱作業従事簿 (統括検視官用)

死体取扱作業従事簿(統括検視官用)

省略

省略

備考 省略

様式第8号(第39条関係) 漁労従事簿 漁労従事簿

年 月分 所属

省略

10 条例第62条第2項の人事委員会が著しく危険であると認める区域は、第14条第27項に規定する区域とする。

11 省略

(支給期日及び支給方法)

第36条 条例第2条各号に掲げる特殊勤務手当(漁労手当を除く。)は、一の月の分を次の月の給料の支給定日に支給する。

第37条 漁労手当は、1航海の分を当該航海が終了した日の属する月の次の月の給料の支給定日に支給する。

様式第6号の3(その2)(第39条関係) 死体取扱作業従事簿 (検視管理官用)

死体取扱作業従事簿(検視管理官用)

省略

省略

備考 省略

様式第8号(第39条関係) 漁労従事簿 漁労従事簿

年 航海分 所属

省略

(職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

第2条 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-43)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第10(第3条関係) 級別職務区分表 1 行政職給料表級別職務区分表			別表第10(第3条関係) 級別職務区分表 1 行政職給料表級別職務区分表		
職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職	職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略			省略		
5 級	知事の事務部局	省略 主幹 _____ 省略	5 級	知事の事務部局	省略 構造改革班長 省略
	省略			省略	
	教育委員会の事務部局	省略 室長補佐 主幹 室付(5級) 省略		教育委員会の事務部局	省略 室長補佐 _____ 省略
省略			省略		
6 級	知事の事務部局	省略 地方局総務企画部総務県民課長 東予地方局総務企画部総務県民課 消防防災安全室長 省略 _____	6 級	知事の事務部局	省略 地方局総務企画部総務県民課長 _____ 省略 四国中央保健所企画課長 省略
	省略			省略	

	教育委員会の事務部局	省略 副参事 室付（6級） 省略
	省略	
省略		
8級	省略	
	教育委員会の事務部局	省略 省略
9級	知事の事務部局	本庁部長 部付（9級） 省略
	省略	

2 公安職給料表級別職務区分表

職務の級区分	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略	
3級	係長（3級）又はこれに相当する _____ 小隊長、警察署の課長、交番所長、交番副所長、警備派出所副所長、駐在所長、師範、教官若しくは課付 省略
4級	上席係長（4級）又はこれに相当する小隊長、警察署の課長、交番所長、交番副所長、警備派出所副所長、駐在所長、師範、教官若しくは課付 係長（4級）又はこれに相当する _____ 小隊長、警察署の課長、交番所長、交番副所長、警備派出所副所長、駐在所長、師範、教官若しくは課付 省略
5級	課長補佐（5級）又はこれに相当する監察官室長補佐、機動鑑識班長、機動捜査隊班長、第一機動隊長、管区機動隊長、中予方面隊長、東予方面隊長、南予方面隊長、外事対策室長補佐、航空隊長、警察署の課長、交番所長、警備派出所長、師範若しくは教官 上席係長（5級）又はこれに相当する技能指導官、小隊長、警察署の課長、交番所長、交番副所長、警備派出所副所長、駐在所長、師範、教官若しくは課付 係長（5級）又はこれに相当する _____ 技能指導官 _____、小隊長、警察署の課長、交番所長、交番副所長、警備派出所副所長、駐在所長、師範、教官若しくは課付
6級	省略 専任課長補佐（6級）又はこれに相当する監察官室長補佐、機動鑑識班長、機動捜査隊班長、第一機動隊長、管区機動隊長、中予方面隊長、東予方面隊長、南予方面隊長、外事対策室長補佐、航空隊長、警察署の課長、交番所長、警備派出所長、師範、教官、課付、室付、隊付若しくは署付 省略

	教育委員会の事務部局	省略 副参事 省略
	省略	
省略		
8級	省略	
	教育委員会の事務部局	省略 文化スポーツ部長 省略
9級	知事の事務部局	本庁部長 省略
	省略	

2 公安職給料表級別職務区分表

職務の級区分	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略	
3級	係長（3級）又はこれに相当する機動捜査隊班長、小隊長、警察署の課長、交番所長、交番副所長、警備派出所副所長、駐在所長、師範、教官若しくは課付 省略
4級	_____
	係長（4級）又はこれに相当する専門官、機動捜査隊班長、小隊長、警察署の課長、交番所長、交番副所長、警備派出所副所長、駐在所長、師範、教官若しくは課付 省略
5級	課長補佐（5級）又はこれに相当する監察官室長補佐、機動鑑識班長 _____、第一機動隊長、管区機動隊長、中予方面隊長、東予方面隊長、南予方面隊長、国際対策室長補佐、航空隊長、警察署の課長、交番所長、警備派出所長、師範若しくは教官 _____
	係長（5級）又はこれに相当する専門官、技能指導官、機動捜査隊班長、小隊長、警察署の課長、交番所長、交番副所長、警備派出所副所長、駐在所長、師範、教官若しくは課付
6級	省略 専任課長補佐（6級）又はこれに相当する監察官室長補佐、機動鑑識班長 _____、第一機動隊長、管区機動隊長、中予方面隊長、東予方面隊長、南予方面隊長、国際対策室長補佐、航空隊長、警察署の課長、交番所長、警備派出所長、師範、教官、課付、室付、隊付若しくは署付 省略

省略	
----	--

3 省略

4 医療職給料表(一)級別職務区分表

職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
2 級	知事の事務部局	省略 医幹 保健所の係長 保健所の担当係長 省略
省略		

5 医療職給料表(二)級別職務区分表

職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
4 級	知事の事務部局	係長 担当係長 省略
	省略	
省略		
6 級	知事の事務部局	省略 保健所の技術課長補佐 保健所の主幹 省略
	省略	
7 級	知事の事務部局	省略 保健所の課長 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ 省略

6 医療職給料表(三)級別職務区分表

職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
4 級	知事の事務部局	係長 担当係長 省略
省略		

省略	
----	--

3 省略

4 医療職給料表(一)級別職務区分表

職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
2 級	知事の事務部局	省略 医幹 _____ _____ 省略
省略		

5 医療職給料表(二)級別職務区分表

職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
4 級	知事の事務部局	係長 _____ 省略
	省略	
省略		
6 級	知事の事務部局	省略 保健所の技術課長補佐 _____ 省略
	省略	
7 級	知事の事務部局	省略 南予地方局健康福祉環境部健康増進課長 地方局健康福祉環境部生活衛生課長 南予地方局健康福祉環境部環境保全課長 東予地方局健康福祉環境部今治支局健康増進課長 地方局健康福祉環境部支局生活衛生課長 東予地方局健康福祉環境部今治支局環境保全課長 省略

6 医療職給料表(三)級別職務区分表

職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
4 級	知事の事務部局	係長 _____ 省略
省略		

6 級	知事の事務部局	省略 保健所の技術課長補佐 心と体の健康センター次長 省略
7 級	知事の事務部局	保健所の課長 省略

7・8 省略

6 級	知事の事務部局	省略 保健所の技術課長補佐 省略
7 級	知事の事務部局	南予地方局健康福祉環境部八幡浜支局健康増進課長 省略

7・8 省略

(給料表の適用範囲に関する規則の一部改正)

第3条 給料表の適用範囲に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-44)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(医療職給料表(三)の適用範囲)</p> <p>第5条 医療職給料表(三)は、保健所、子ども療育センター、心と体の健康センター、看護専門学校、児童相談所及び身体障害者更生相談所に勤務する職員並びに市町へ派遣されている職員で、保健指導若しくは看護等に従事し、又は学生の実習等を指導する保健師、助産師、看護師及び准看護師である<u>もの</u>に適用する。</p>	<p>(医療職給料表(三)の適用範囲)</p> <p>第5条 医療職給料表(三)は、保健所、子ども療育センター、心と体の健康センター、看護専門学校、児童相談所及び身体障害者更生相談所に勤務し、保健指導若しくは看護等に従事し、又は学生の実習等を指導する保健師、助産師、看護師及び准看護師である職員に適用する。</p>

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第4条 管理職手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-68)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																														
<p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 局</th> <th>公 職</th> <th>区 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">知事の事務部局</td> <td>省略 省略 主席工事検査専門員 <u>東予地方局総務企画部総務県民課消防防災安全室長</u> 省略</td> <td>4種</td> </tr> <tr> <td>省略 省略 主幹 省略 心と体の健康センター次長 <u>心と体の健康センター医監</u> 省略</td> <td>5種</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">委員会等の事務部局</td> <td>省略</td> <td>1種</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略 教育委員会事務局室長補佐 <u>教育委員会事務局主幹</u> <u>教育委員会事務局室付</u> 省略</td> <td>5種</td> </tr> </tbody> </table>	部 局	公 職	区 分	知事の事務部局	省略 省略 主席工事検査専門員 <u>東予地方局総務企画部総務県民課消防防災安全室長</u> 省略	4種	省略 省略 主幹 省略 心と体の健康センター次長 <u>心と体の健康センター医監</u> 省略	5種	委員会等の事務部局	省略	1種	省略		省略 教育委員会事務局室長補佐 <u>教育委員会事務局主幹</u> <u>教育委員会事務局室付</u> 省略	5種	<p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部 局</th> <th>公 職</th> <th>区 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">知事の事務部局</td> <td>省略 省略 主席工事検査専門員 省略 <u>四国中央保健所企画課長</u> 省略</td> <td>4種</td> </tr> <tr> <td>省略 <u>秘書(課長補佐同格者に限る。)</u> 省略 <u>構造改革班長</u> 省略 心と体の健康センター次長 省略</td> <td>5種</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">委員会等の事務部局</td> <td>省略 <u>教育委員会事務局文化スポーツ部長</u> 省略</td> <td>1種</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略 教育委員会事務局室長補佐 省略</td> <td>5種</td> </tr> </tbody> </table>	部 局	公 職	区 分	知事の事務部局	省略 省略 主席工事検査専門員 省略 <u>四国中央保健所企画課長</u> 省略	4種	省略 <u>秘書(課長補佐同格者に限る。)</u> 省略 <u>構造改革班長</u> 省略 心と体の健康センター次長 省略	5種	委員会等の事務部局	省略 <u>教育委員会事務局文化スポーツ部長</u> 省略	1種	省略		省略 教育委員会事務局室長補佐 省略	5種
部 局	公 職	区 分																													
知事の事務部局	省略 省略 主席工事検査専門員 <u>東予地方局総務企画部総務県民課消防防災安全室長</u> 省略	4種																													
	省略 省略 主幹 省略 心と体の健康センター次長 <u>心と体の健康センター医監</u> 省略	5種																													
委員会等の事務部局	省略	1種																													
	省略																														
	省略 教育委員会事務局室長補佐 <u>教育委員会事務局主幹</u> <u>教育委員会事務局室付</u> 省略	5種																													
部 局	公 職	区 分																													
知事の事務部局	省略 省略 主席工事検査専門員 省略 <u>四国中央保健所企画課長</u> 省略	4種																													
	省略 <u>秘書(課長補佐同格者に限る。)</u> 省略 <u>構造改革班長</u> 省略 心と体の健康センター次長 省略	5種																													
委員会等の事務部局	省略 <u>教育委員会事務局文化スポーツ部長</u> 省略	1種																													
	省略																														
	省略 教育委員会事務局室長補佐 省略	5種																													

	省略	
警察の事務 部局	省略	
	省略 警察署副署長（2種及び3種に該当する職を除く。）	5種

備考 省略

	省略	
警察の事務 部局	省略	
	省略 警察署副署長（2種及び4種に該当する職を除く。）	5種

備考 省略

（特地勤務手当等に関する規則の一部改正）

第5条 特地勤務手当等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 368）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第1 特地公署（第2条、第3条、附則第8項関係）				別表第1 特地公署（第2条、第3条、附則第8項関係）			
所在地		公署	級別 区分	所在地		公署	級別 区分
省略				省略			
越智 郡	省略			越智 郡	省略		
	上島町岩城3570番地	東予地方局産業経済部今治支局産地育成室普及指導員岩城駐在所	2級		上島町岩城3570番地	東予地方局産業経済部今治支局地域農業室普及指導員岩城駐在所	2級
	省略				省略		
省略				省略			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7 - 1115

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年 4 月 1 日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 368）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第1 特地公署（第2条、第3条、附則第8項関係）				別表第1 特地公署（第2条、第3条、附則第8項関係）			
所在地		公署	級別 区分	所在地		公署	級別 区分
省略				省略			
越智 郡	省略			越智 郡	省略		
	上島町弓削下弓削69番地1	伯方警察署弓削駐在所	2級		上島町生名2121番地	伯方警察署生名駐在所	3級
	上島町生名2121番地	伯方警察署生名駐在所			省略		2級
	省略				上島町弓削下弓削69番地1	伯方警察署弓削駐在所	
	省略				省略		
省略				省略			

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の特勤手当等に関する規則（以下「新規則」という。）別表第1級別区分欄に掲げる級別が改正前の特勤手当等に関する規則別表第1級別区分欄に掲げる級別より下位である公署にこの規則の施行の日の前日から引き続き在勤している職員の特勤手当の月額、新規則第3条の規定にかかわらず、同条の規定による特勤手当の月額が同日において受けていた特勤手当の月額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）にあっては、同日に育児短時間勤務職員等であったとしたならば受けることとなった特勤手当の月額）（以下「旧特勤手当の月額」という。）に達するまでの間（その期間内に当該公署が移転した場合又は当該公署が特勤公署に該当しなくなった場合にあっては、その移転し、又は該当しなくなった日の前日までの間）、当該旧特勤手当の月額に相当する額とする。

○愛媛県人事委員会規則7 - 1116

職員の給与に関する条例附則第13項の規定による給料及び管理職手当に関する規則及び平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

平成23年 4 月 1 日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

職員の給与に関する条例附則第13項の規定による給料及び管理職手当に関する規則及び平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 職員の給与に関する条例附則第13項の規定による給料及び管理職手当に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 1052）
- (2) 平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 1096）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会告示

○愛媛県人事委員会告示第1号

へき地等学校の指定（平成22年4月愛媛県人事委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

平成23年 4 月 1 日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
1 へき地学校 (1) 小学校の部			1 へき地学校 (1) 小学校の部		
市郡名	学 校 名	級別区分	市郡名	学 校 名	級別区分
省略			省略		
越 智 郡	省略		越 智 郡	省略	
	上島町立弓削小学校 上島町立生名小学校	1 級		上島町立生名小学校	2 級
	省略			上島町立弓削小学校	1 級
省略			省略		
大 洲 市	省略		大 洲 市	省略	
	省略	1 級		省略	1 級
	省略			大洲市立田処小学校	
省略			省略		
南宇和郡			南宇和郡	愛南町立西浦小学校	2 級

省略		
(2) 中学校の部		
市郡名	学 校 名	級別区分
省略		
2・3 省略		

省略		
(2) 中学校の部		
市郡名	学 校 名	級別区分
省略		
南宇和郡	愛南町立福浦中学校	1 級
2・3 省略		

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第23号

選挙運動に関する収支報告書の閲覧に関する規程（平成20年3月愛媛県選挙管理委員会告示第17号）の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年4月1日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

選挙運動に関する収支報告書の閲覧に関する規程の一部を改正する規程

選挙運動に関する収支報告書の閲覧に関する規程（平成20年3月愛媛県選挙管理委員会告示第17号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前				
<p>(閱 覧 所)</p> <p>第2条 報告書を閲覧に供するため、次の表に掲げる場所に閲覧所を置く。</p> <table border="1"> <tr> <td>1 松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県選挙管理委員会事務局（愛媛県総務部管理局市町振興課内）</td> </tr> <tr> <td>2～4 省略</td> </tr> </table> <p>2 省略</p>	1 松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県選挙管理委員会事務局（愛媛県総務部管理局市町振興課内）	2～4 省略	<p>(閱 覧 所)</p> <p>第2条 報告書を閲覧に供するため、次の表に掲げる場所に閲覧所を置く。</p> <table border="1"> <tr> <td>1 松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県選挙管理委員会事務局（愛媛県総務部新行政推進局市町振興課内）</td> </tr> <tr> <td>2～4 省略</td> </tr> </table> <p>2 省略</p>	1 松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県選挙管理委員会事務局（愛媛県総務部新行政推進局市町振興課内）	2～4 省略
1 松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県選挙管理委員会事務局（愛媛県総務部管理局市町振興課内）					
2～4 省略					
1 松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県選挙管理委員会事務局（愛媛県総務部新行政推進局市町振興課内）					
2～4 省略					

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第2号

愛媛県公営企業組織規程及び愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成23年4月1日

愛媛県公営企業管理者 三 好 大三郎

愛媛県公営企業組織規程及び愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

(愛媛県公営企業組織規程の一部改正)

第1条 愛媛県公営企業組織規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(病 院 の 組 織)</p> <p>第9条 省略</p> <p>2 愛媛県立中央病院には、前項に定めるもののほか、救命救急センター、総合周産期母子医療センター、愛媛PET CTセンター、消化器病センター、がん治療センター、腎糖尿病センター、脳卒中センター、循環器病センター、総合診療センター、健康診断センター、災害医療センター、臨床研修センター、手術部、中</p>	<p>(病 院 の 組 織)</p> <p>第9条 省略</p> <p>2 愛媛県立中央病院には、前項に定めるもののほか、救命救急センター、総合周産期母子医療センター、愛媛PET CTセンター、消化器病センター、がん治療センター、腎糖尿病センター、脳卒中センター、循環器病センター、総合診療センター、健康診断センター、災害医療センター、臨床研修センター、手術部、中</p>

中央材料部、検査部、放射線部、リハビリテーション部、栄養部、輸血部、病理診断部、内視鏡室、人工透析室、集中治療室及び地域医療連携室を置き、事務局に総務課、医事課及び経営企画室を置く。

3～5 省略

(病院の職員)

第14条 病院に次の職員を置く。

(1)・(2) 省略

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

(14) 省略

(15) 省略

(16) 省略

(17) 省略

(18) 省略

(19) 省略

(20) 省略

(21) 省略

(22) 省略

(23) 省略

(24) 担当係長

(25) 省略

(26) 室長補佐

(27) 省略

(28) 省略

(29) 省略

(30) 省略

(31) 省略

(32) 省略

(33) 省略

2 前項の職員のうち _____、副院長、センター長、医局長、医監、参事、局付、課長、副参事、事務局次長、課長補佐、経営企画室長、部長、部付、副センター長、医幹、薬剤部次長、薬剤長、副看護部長、専門員、担当係長、室長、室長補佐、副医長及び主任は、病院の規模その他の状況により置かないことができる。

3 省略

中央材料部、検査部、放射線部、リハビリテーション部、栄養部、輸血部、病理診断部、内視鏡室、人工透析室及び集中治療室 _____を置き、事務局に総務課、医事課及び経営企画室を置く。

3～5 省略

(病院の職員)

第14条 病院に次の職員を置く。

(1)・(2) 省略

(3) 経営統括監

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

(14) 省略

(15) 省略

(16) 省略

(17) 省略

(18) 省略

(19) 省略

(20) 省略

(21) 省略

(22) 省略

(23) 省略

(24) 省略

(25) 省略

(26) 省略

(27) 省略

(28) 省略

(29) 省略

(30) 省略

(31) 省略

(32) 省略

2 前項の職員のうち、経営統括監、副院長、センター長、医局長、医監、参事、局付、課長、副参事、事務局次長、課長補佐、経営企画室長、部長、部付、副センター長、医幹、薬剤部次長、薬剤長、副看護部長、専門員 _____、室長 _____、副医長及び主任は、病院の規模その他の状況により置かないことができる。

3 省略

(愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第2条 愛媛県企業職員の給与に関する規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																						
<p>(期末手当及び勤勉手当の算定基礎額につき加算を受ける職員及び加算額の割合)</p> <p>第7条 別表第2右欄に掲げる区分が1種に該当する職を占める職員の期末手当及び勤勉手当の算定基礎額の給料月額は、当該給料月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 局長、病院管理監、病院長（中央病院長に限る。）及び中央病院事務局長 _____ の職を占める職員 100分の125</p> <p>(2) 省略</p> <p>別表第2（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">管理職手当の支給を受ける者の範囲及び区分</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">公 職</th> <th style="text-align: center;">区 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略 _____</td> <td style="text-align: center;">1 種</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略 本局技幹 発電所長 省略</td> <td style="text-align: center;">4 種</td> </tr> <tr> <td>省略 _____</td> <td style="text-align: center;">5 種</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	公 職	区 分	省略 _____	1 種	省略		省略 本局技幹 発電所長 省略	4 種	省略 _____	5 種	省略		<p>(期末手当及び勤勉手当の算定基礎額につき加算を受ける職員及び加算額の割合)</p> <p>第7条 別表第2右欄に掲げる区分が1種に該当する職を占める職員の期末手当及び勤勉手当の算定基礎額の給料月額は、当該給料月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 局長、病院管理監、病院長（中央病院長に限る。）、中央病院事務局長及び経営統括監の職を占める職員 100分の125</p> <p>(2) 省略</p> <p>別表第2（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">管理職手当の支給を受ける者の範囲及び区分</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">公 職</th> <th style="text-align: center;">区 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略 経営統括監 省略</td> <td style="text-align: center;">1 種</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略 本局技幹 _____</td> <td style="text-align: center;">4 種</td> </tr> <tr> <td>省略 発電所長 省略</td> <td style="text-align: center;">5 種</td> </tr> </tbody> </table>	公 職	区 分	省略 経営統括監 省略	1 種	省略		省略 本局技幹 _____	4 種	省略 発電所長 省略	5 種
公 職	区 分																						
省略 _____	1 種																						
省略																							
省略 本局技幹 発電所長 省略	4 種																						
省略 _____	5 種																						
省略																							
公 職	区 分																						
省略 経営統括監 省略	1 種																						
省略																							
省略 本局技幹 _____	4 種																						
省略 発電所長 省略	5 種																						

第3条 愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

別表第1行政職給料表の項3級の欄中「 担当係長」を 「 担当係長
事業所の室長補佐」 に改め、同項5級の欄中「室長補佐」を「本局室長補佐」に改め、同項9級の欄中「 経営統括監」を削り、同表医療職給料表(二)の項4級の欄中「 係長」を 「 係長
担当係長」 に改め、同表医療職給料表(三)の項4級の欄中「 看護長」を 「 看護長
担当係長」 に改める。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

公営企業訓令

○愛媛県公営企業訓令第2号

公営企業管理局
各 事 業 所

愛媛県公営企業事業所処務規則及び愛媛県公営企業事業所事務決裁規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年4月1日

愛媛県公営企業管理者 三 好 大三郎

愛媛県公営企業事業所処務規則及び愛媛県公営企業事業所事務決裁規則の一部を改正する訓令

(愛媛県公営企業事業所処務規則の一部改正)

第1条 愛媛県公営企業事業所処務規則（昭和57年愛媛県公営企業訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(病院の事務局等の所掌事務)</p> <p>第 5 条 省略</p> <p>2 愛媛県立中央病院の総務課等の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課 省略</p> <p>医事課 省略</p> <p>経営企画室 省略</p> <p>総合診療部 省略</p> <p>救急診療部 省略</p> <p>救命救急センター 省略</p> <p>総合周産期母子医療センター 省略</p> <p>愛媛PETCTセンター 省略</p> <p>消化器病センター 省略</p> <p>がん治療センター 省略</p> <p>腎糖尿病センター 省略</p> <p>脳卒中センター 省略</p> <p>循環器病センター 省略</p> <p>総合診療センター 省略</p> <p>健康診断センター 省略</p> <p>災害医療センター 省略</p> <p>臨床研修センター 省略</p> <p>手術部 省略</p> <p>中央材料部 省略</p> <p>検査部 省略</p> <p>放射線部 省略</p> <p>リハビリテーション部 省略</p> <p>栄養部 省略</p> <p>輸血部 省略</p> <p>病理診断部 省略</p> <p>内視鏡室 省略</p> <p>人工透析室 省略</p> <p>集中治療室 省略</p> <p><u>地域医療連携室</u></p> <p>(1) <u>他の医療機関等からの紹介患者の受入れに関すること。</u></p> <p>(2) <u>他の医療機関等への患者の紹介に関すること。</u></p> <p>(3) <u>地域医療連携バスに関すること。</u></p> <p>(4) <u>その他地域医療連携に関すること。</u></p> <p>3～5 省略</p> <p>(病院の職員の職務)</p> <p>第 9 条 病院の職員の職務は、次項から第22項までに規定するとおりとする。</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p> <p>10 省略</p>	<p>(病院の事務局等の所掌事務)</p> <p>第 5 条 省略</p> <p>2 愛媛県立中央病院の総務課等の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課 省略</p> <p>医事課 省略</p> <p>経営企画室 省略</p> <p>総合診療部 省略</p> <p>救急診療部 省略</p> <p>救命救急センター 省略</p> <p>総合周産期母子医療センター 省略</p> <p>愛媛PETCTセンター 省略</p> <p>消化器病センター 省略</p> <p>がん治療センター 省略</p> <p>腎糖尿病センター 省略</p> <p>脳卒中センター 省略</p> <p>循環器病センター 省略</p> <p>総合診療センター 省略</p> <p>健康診断センター 省略</p> <p>災害医療センター 省略</p> <p>臨床研修センター 省略</p> <p>手術部 省略</p> <p>中央材料部 省略</p> <p>検査部 省略</p> <p>放射線部 省略</p> <p>リハビリテーション部 省略</p> <p>栄養部 省略</p> <p>輸血部 省略</p> <p>病理診断部 省略</p> <p>内視鏡室 省略</p> <p>人工透析室 省略</p> <p>集中治療室 省略</p> <p>3～5 省略</p> <p>(病院の職員の職務)</p> <p>第 9 条 病院の職員の職務は、次項から第23項までに規定するとおりとする。</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 <u>経営統括監は、院長の特命に係る病院の経営に関する事務を処理する。</u></p> <p>5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p> <p>10 省略</p> <p>11 省略</p>

11 省略	12 省略
12 省略	13 省略
13 省略	14 省略
14 省略	15 省略
15 省略	16 省略
16 省略	17 省略
17 省略	18 省略
18 省略	19 省略
19 薬剤部次長、副看護部長、係長、担当係長、室長、室長補佐、 医長、副医長及び看護長は、上司の命を受け、所掌する事務を管 理する。	20 薬剤部次長、副看護部長、係長_____、室長_____、 医長、副医長及び看護長は、上司の命を受け、所掌する事務を管 理する。
20 省略	21 省略
21 省略	22 省略
22 省略	23 省略

(愛媛県公営企業事業所事務決裁規則の一部改正)

第2条 愛媛県公営企業事業所事務決裁規則(平成9年愛媛県公営企業訓令第3号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前					
別表第3 (第4条関係) 院長の権限に属する事務に係る特定決裁事項					別表第3 (第4条関係) 院長の権限に属する事務に係る特定決裁事項					
組 織 名	事務の 種 類	事 項	愛媛県立中央病 院、愛媛県立今 治病院及び愛媛 県立新居浜病院 における決裁区 分		愛媛県立 南宇和病 院におけ る決裁区 分		院長	専決者	専決者	
			院長	専決者		院長				専決者
				事務 局長	課長					
総 務 課	1 省 略									
	2 人 事管 理に 関す る事 務	1 院内職員の 身分及び服務 に関するこ と。								
		(1) 出張、休 暇、育児休 業等、職務 専念義務の 免除等(職 員の海外出 張及び院長 の県外出張 を除く。)								
	ア 院長、 事務局 長_____、 _____、								ア 院長、 事務局 長、経営 統括監、	

大洲市と八幡浜市の最大高潮時海岸線における境界から山口県八島洲崎見通し2,000メートルの点を中心に半径540メートル以内の区域)においては、1月15日から2月28日までの間、マコガレイを採捕してはならない。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までとする。